

第4章

目指す環境像を実現するための施策

基本方針1. 脱炭素社会の実現と気候変動への適応	34
基本方針2. 循環型社会の形成	48
基本方針3. 生物多様性の保全・自然共生	56
基本方針4. 生活環境の保全	68
基本方針5. 地域づくり・人づくりなどの基盤整備	84



周南緑地（西緑地） 菖蒲園

基本方針Ⅰ 脱炭素社会の実現と気候変動への適応

基本施策

- Ⅰ-Ⅰ クリーンエネルギーへの転換
- Ⅰ-Ⅱ 省エネルギー対策の推進
- Ⅰ-Ⅲ 気候変動の影響に備える適応策の推進

近年、気温の上昇や大雨頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増大など、気候変動による影響が世界各地で表れており、本市においても影響が懸念されます。さらに今後、地球温暖化の進行に伴い、これらの影響は長期的に拡大する恐れがあると考えられます。

このような気候変動への対策として、人の活動による温室効果ガス排出量を削減する対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害を回避・軽減する対策（適応策）に取り組めます。また、2050 年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて、人が活動する基盤であるエネルギーをクリーンで持続可能なものに転換していきます。



図 4-1 気候変動対策（緩和策・適応策）

[出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）]



バイオマス*発電

バイオマス（動植物などから生まれた生物資源）を直接燃焼して廃熱ボイラから発生する蒸気の熱を利用したり、発酵させたメタンガスを燃焼したりして発電します。多様な生物資源が活用されます。

図 4-2 クリーンエネルギーの例（太陽光発電、バイオマス発電）

基本施策 1-1 クリーンエネルギーへの転換

現状と課題

市全体の再生可能エネルギーの導入状況

本市では近年、太陽光発電設備やバイオマス発電設備の導入が急速に進んでいますが、脱炭素社会の実現に向けては更なる導入の拡大が必要です。ただし、大規模な開発事業を伴うメガソーラー等の導入については、環境影響評価（環境アセスメント）等に基づいた、十分な環境への配慮が求められます。

一方で、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）」による買取期間の満了に伴う設備の廃止や追加導入の見送りが懸念されます。

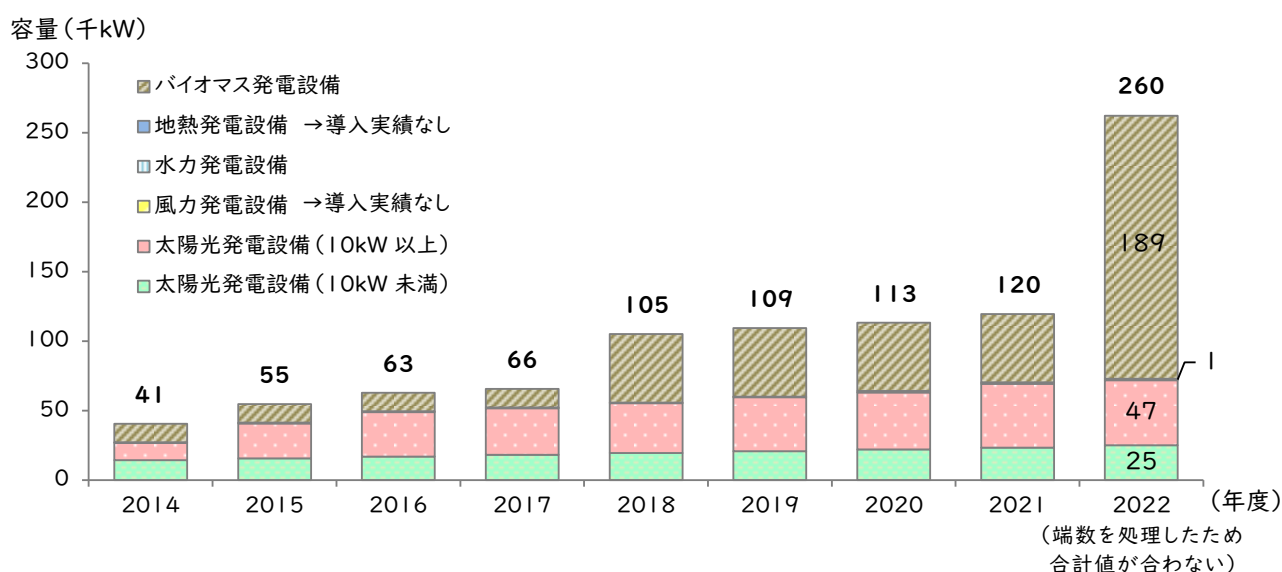


図 4-3 市内の再生可能エネルギー設備導入容量の推移

水素エネルギーの導入状況

周南コンビナートで生成される副生水素を、水素ステーションへの供給や民間企業による実証事業などに活用しています。



イワタニ水素ステーション山口周南

市内の公共施設の再生可能エネルギーの導入状況

市内の公共施設では、これまで太陽光発電設備や消化ガス発電設備の導入を進めてきました。また、太陽光発電を利用した屋外灯や公園の園内灯設備、風力・太陽光ハイブリッド発電を利用した屋外灯も導入しています。

災害時の電源確保の観点も踏まえ、今後も計画的に導入を進めていく必要があります。



市役所本庁舎の太陽光発電設備



徳山東部浄化センターの消化ガス発電設備

》 目指す方向性

豊富な森林資源や太陽光などを活用した再生可能エネルギーの導入を進めます。

また、国内有数の水素・アンモニアの拠点として、市内はもとより、我が国の脱炭素化及び水素社会を牽引する港湾エリアの形成を目指します。

推進施策 1-1-1 再生可能エネルギーの導入推進

■ 太陽光発電設備等の導入促進

住宅に太陽光発電設備や蓄電池を導入することのメリットや意義を普及啓発します。

また、購入補助制度等により、これらの設備の導入を支援します。

■ 木質バイオマス材等の利活用の推進

周南市木質バイオマス材利活用推進協議会において研究機関・自治体・参加企業とともに木質バイオマス材の利活用の方策等を検討します。

また、市有林の一部において、早生樹等を活用した木質バイオマス材生産の短期間・低コスト化の実証を行います。

■ 公共施設への再生可能エネルギーの率先導入

公共施設等において、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に進めます。導入にあたっては、太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入します。

推進施策 1-1-2 次世代エネルギーの利活用の推進

■ 周南コンビナートにおける次世代エネルギーへの転換

周南コンビナート脱炭素推進協議会における産学官民連携の取組として、次世代エネルギー（アンモニア、バイオマス等）への燃料転換を推進し、CO₂の排出削減を図ります。

■ 水素関連産業の支援・育成

県や研究機関等と連携しながら、市内中小企業等の水素関連産業への新規参入、共同開発などを支援します。

また、水素の新たな用途・機器等の実証や導入につなげる取組を推進します。

■ 燃料電池自動車の普及促進

燃料電池自動車（FCV）の導入補助や燃料費の支援、また、市が導入した FCV を市役所閉庁日にカーシェアリング*事業として利用する等により、FCV の普及促進を図ります。

指標

内容	現況値	目標値
再生可能エネルギー設備導入容量	262,838kW (2023 年度値)	293,240kW (2034 年度値)

期待される施策の波及効果

1	再生可能エネルギーの自家消費による電気代の削減
2	再生可能エネルギーで災害時の電源を確保
3	再生可能エネルギーや次世代エネルギーに関連する産業の活性化
4	大気環境への影響が低減され、人間や動植物の健康的な生活に寄与

市民、事業者に求められる取組

取組	市民	事業者
太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備や蓄電池を導入します。	○	○
再生可能エネルギー比率の高い電力の調達を検討します。	○	○
バイオマス資源にもなる森林等の保全活動に取り組みます。	○	○
周南市木質バイオマス材利活用推進協議会において木質バイオマス材の利活用の方策を検討します。	—	○
周南コンビナートにおいて、次世代エネルギー（アンモニア、バイオマス等）への燃料転換を推進します。	—	○

基本施策 1-2 省エネルギー対策の推進

現状と課題

温室効果ガスの排出状況

2019(令和元)年度の市全体の温室効果ガス排出量は 1,329 万トン-CO₂ であり、県全体の約3割を占めています。排出量の構成は、産業部門が約9割となっており、国や県と比較して産業部門が占める割合が高い特徴があります。

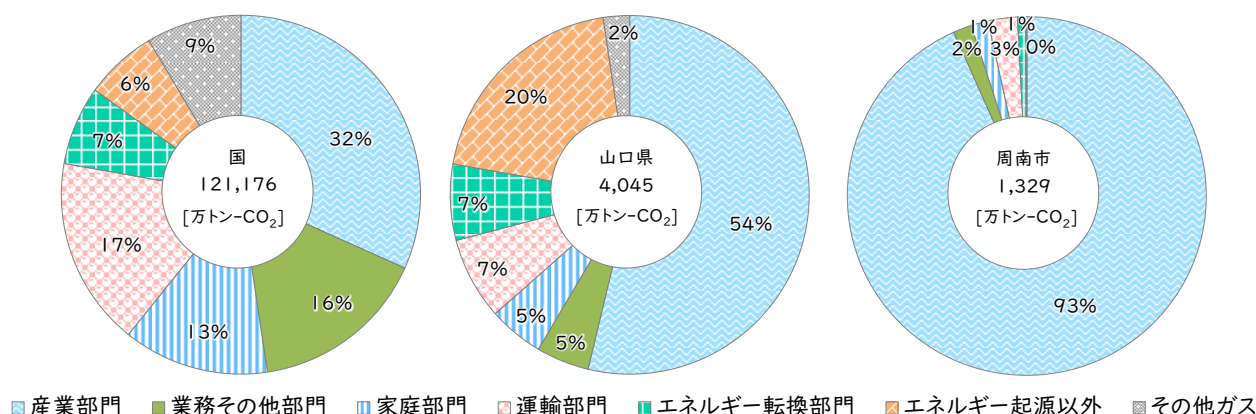


図 4-4 国・県・市における温室効果ガス排出量の割合(2019 年度)

[出典:環境省 Web ページ、令和 5 年版山口県環境白書]

温室効果ガス排出量の経年変化

市全体の温室効果ガス排出量は 2017(平成 29)年度をピークに減少傾向にありますが、国が目標とする 2030 年 46%削減(2013(平成 25)年比)を直線的に求めた場合と比較して、排出量は多くなっています。今後は温室効果ガスが排出されない、もしくは排出量が少ない再生可能エネルギーへの転換や、エネルギーを効率的かつ効果的に利用する省エネルギーの取組を一層強化していく必要があります。また、本市の森林による二酸化炭素吸収量は、排出量の約 1%相当(年間約 15 万トン-CO₂)となっています。植林や森林の適正管理などにより、吸収量を増加していくことも重要です。

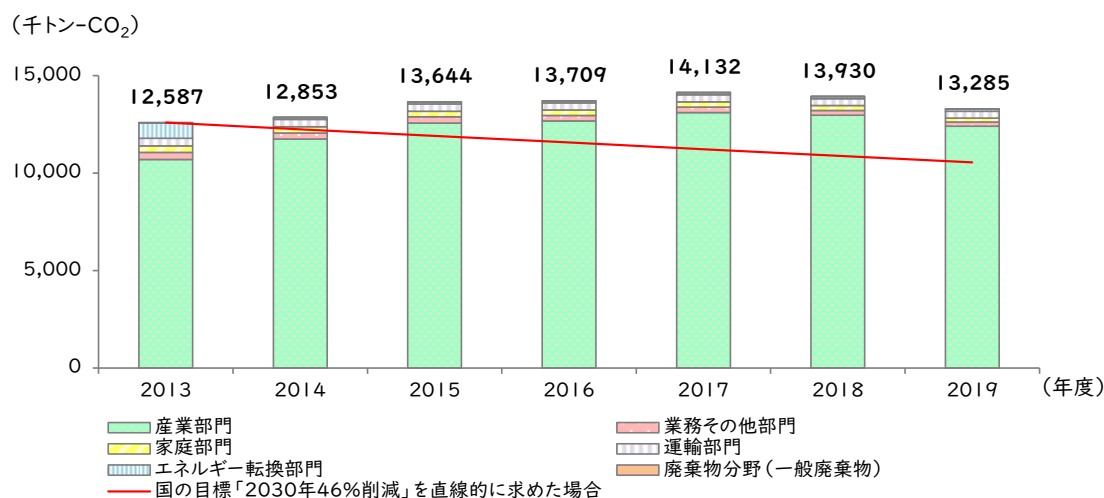


図 4-5 本市の温室効果ガス排出量の推移

※市域における温室効果ガスの排出量は、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」に基づき、各種統計資料から推定しています。

家庭部門の温室効果ガスの排出状況

家庭部門の温室効果ガス排出量は、経年的に減少傾向にあります。国が目標とする家庭部門の2030年66%削減(2013(平成25)年比)を直線的に求めた場合と比較して、家庭部門は目標達成の水準で削減が進んでいます。

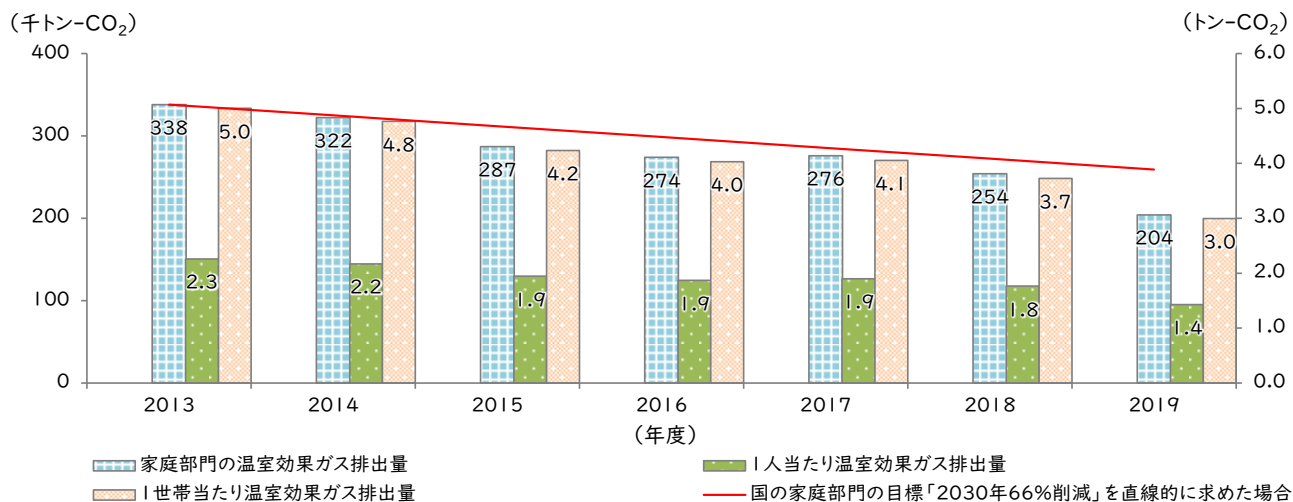


図 4-6 本市の家庭部門の温室効果ガス排出量の推移

業務その他部門の温室効果ガスの排出状況

業務その他部門の温室効果ガス排出量は、経年的に減少傾向にあります。国が目標とする業務その他部門の2030年51%削減(2013(平成25)年比)を直線的に求めた場合と比較して、業務その他部門も目標達成の水準で削減が進んでいます。

家庭や業務その他部門の事業所において今後も着実に温室効果ガス排出量を削減していくため、省エネルギー機器・設備の普及や省エネルギー行動を促進していく必要があります。

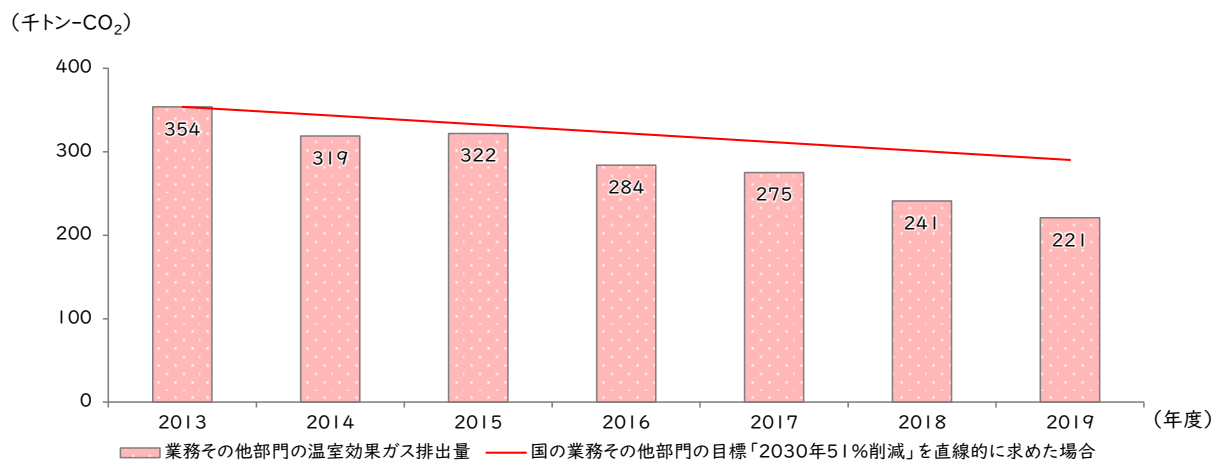


図 4-7 本市の業務その他部門の温室効果ガス排出量の推移

》 目指す方向性

家庭や事業所において、省エネ行動の定着、省エネ設備・機器や電動車*等の導入などを進め、省エネが当たり前となり、温室効果ガスの排出が抑制されたまちを目指します。

市は、地域に対して模範を示すため、取組を率先して進めるとともに、公共交通機関の利用促進など、温室効果ガスの排出が少ないまちづくりを推進します。

推進施策 1-2-1 市民による省エネルギー対策の促進

■ 環境にやさしいライフスタイル*の促進

地球温暖化防止について市民の理解や関心を高めるため、暮らしのなかで有効かつ実践・継続しやすい取組（簡単にできる節電の方法やエコドライブ*等）を普及啓発します。

■ 省エネ設備・機器の導入支援

補助制度等により、住宅における省エネ・高効率設備の導入を支援します。

推進施策 1-2-2 事業者による省エネルギー対策の促進

■ 事業者の設備投資への支援

温室効果ガス排出削減に資する省エネ設備の投資等を支援します。

推進施策 1-2-3 環境にやさしい移動手段の推進

■ 公共交通機関の利用促進

市内一斉ノーマイカーデーの実施や、公共交通利用促進の普及啓発活動等により、徒歩、自転車、公共交通を中心とした生活への自発的な転換を促進します。

■ 電動車の普及促進

電動車の普及促進に向け、補助制度等による支援や情報提供等を実施します。

推進施策 1-2-4 市（行政）による省エネルギー対策の率先実施

■ オンライン手続の推進

市役所に行く機会を減らして移動に伴うエネルギーを削減したり、ペーパーレス化に資する取組として、行政手続のオンライン化を進めます。

■ 公共施設等における省エネ対策の推進

「周南市役所エコ・オフィス実践プラン」に基づき、公共施設への省エネ・高効率設備、電動車等の導入を進めます。また、市職員による省エネ行動を徹底します。

指標

内容	現況値	目標値
家庭部門における温室効果ガス排出量	227 千トン-CO ₂ (2020 年度値)	111 千トン-CO ₂ ^{※1} (2031 年度値)
業務その他部門における温室効果ガス排出量	199 千トン-CO ₂ (2020 年度値)	158 千トン-CO ₂ ^{※2} (2031 年度値)

※1:国の家庭部門の排出量目標値(2013年度比):2030年度に-66%、2040年度に-71~-81%より設定

※2:国の業務部門の排出量目標値(2013年度比):2030年度に-51%、2040年度に-79~-83%より設定

期待される施策の波及効果

1	省エネルギーの取組による電気代や燃料費の削減
2	省エネルギー技術の導入により、快適性(室内温度管理など)が向上
3	公共交通機関の利用促進により、自動車の排出ガスや渋滞が減少
4	徒歩や自転車など、身体を動かす移動手段を選択することで健康増進

市民、事業者に求められる取組

取組	市民	事業者
節電やエコドライブなど、できることから省エネルギー対策を実践します。	○	○
移動手段としてなるべく徒歩や自転車、公共交通機関を選択します。	○	○
行政のオンライン手続システムを積極的に利用します。	○	○
設備・機器の買い替え・更新の際には、省エネルギー・高効率設備を選択します。	○	○
自動車を買う際は、電動車を選択します。	○	○
戸建住宅はZEH*化を検討します。	○	—
建築物のZEB*化を検討します。	—	○
従業員に対して省エネルギー等に関する研修や情報提供を行い、意識の高揚を図ります。	—	○
環境マネジメントシステムを導入すること等により、エネルギーの管理と有効利用を進めます。	—	○
従業員のテレワーク*やWeb会議などの環境整備を推進します。	—	○
脱炭素に資する技術の研究開発・導入及び製品・サービスの提供に努めます。	—	○

基本施策 1-3 気候変動の影響に備える適応策の推進



「地域気候変動適応計画」としての位置付け

2018(平成30)年12月に施行された「気候変動適応法」では、気候変動の影響は地域特性によって大きく異なり、地域特性を熟知した地方公共団体が主体となって、地域の実状に応じた施策を計画的に展開することが重要とされています。

本基本施策「気候変動の影響に備える適応策の推進」を気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付け、将来または既に顕在化している様々な気候変動による影響の回避・軽減に向けた適応策を推進します。

気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」

位置付け

第3次周南市環境基本計画

基本施策 1-3 気候変動の影響に備える適応策の推進

準拠

名 称: 周南市気候変動適応計画

対象区域: 周南市全域

計画期間: 2025(令和7)年度から2034(令和16)年度の10年間

見直し: 第3次周南市環境基本計画の見直し及び

国の「気候変動適応計画」の改定等に合わせて見直します

図 4-8 「周南市気候変動適応計画」の位置付け及び計画の概要

現状と課題

これまでの気温の変化

本市に近い気象観測所(19頁参照)の広瀬及び下松では、約50年間の観測結果として約2℃の気温上昇が確認されており、暑熱環境が悪化しています。

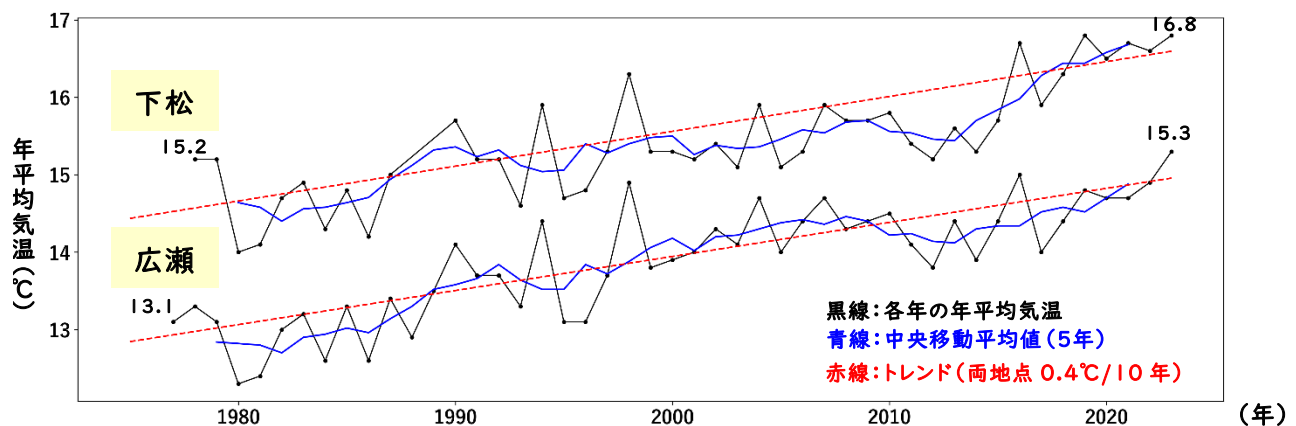


図 4-9 本市に近い気象観測地点の年平均気温の推移

[出典: 気象庁 Web ページ]

将来の気候変動予測

今後厳しい地球温暖化対策を実施しない場合、猛暑日や大雨の増加等、気候が変わることが予測されています(図 4-10)。

気候変動による影響と危険性を把握しながら、柔軟に対応していくことが重要です。

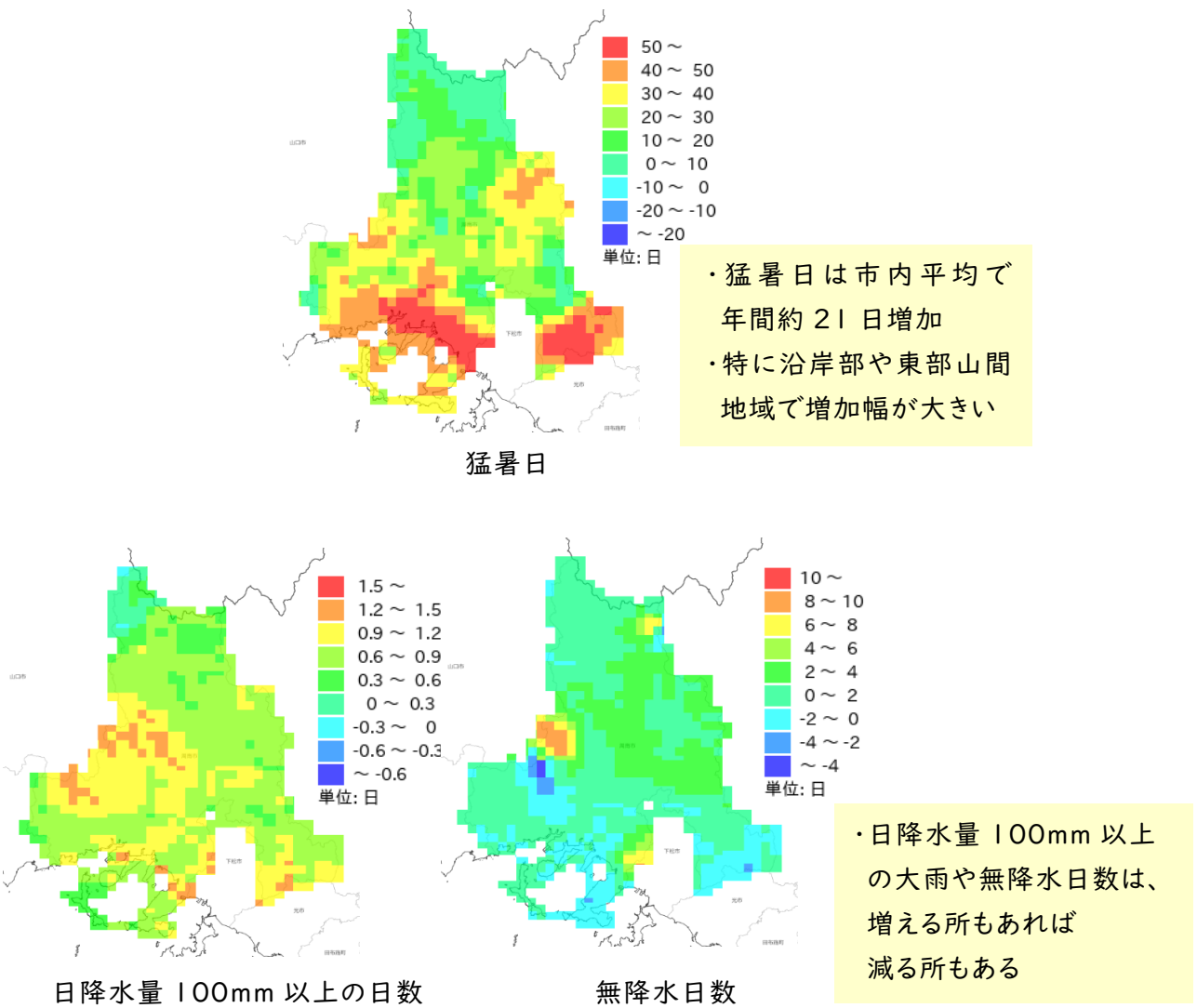


図 4-10 厳しい地球温暖化対策を実施しない場合の今世紀末^{※1}の気候(基準年^{※2}との差)

※1 2091~2100 年の平均

※2 1981~2000 年の平均

[出典:以下を基にした A-PLAT WebGIS データ

石崎 紀子(2020). CMIP5 をベースにした CDFDM 手法による日本域バイアス補正気候シナリオデータ,Ver.201909,国立環境研究所地球環境研究センター, doi:10.17595/20200415.001.]

》目指す方向性

防災情報の提供や災害対策等を通じて、気候変動に伴い激甚化・頻発化が懸念されている自然災害による被害を回避・軽減します。

熱中症予防の普及啓発や避暑スペースの設置等により、市民の健康被害を防止します。

気候変動影響の情報収集や適応策の普及等を通じて、気候変動に適応した持続可能な産業への発展を促します。

推進施策 1-3-1 自然災害への適応策の推進

■ 防災情報収集伝達システムの管理・運営

全ての市民に災害・防災情報が行き届くよう、防災行政無線や「しゅうなんメール」など様々な方法で情報発信に取り組みます。また、コミュニティFM放送を活用した防災ラジオの普及に努めます。

■ ハザードマップ*の周知

洪水・高潮等ハザードマップの配布や危険箇所等の周知に取り組みます。

■ 防災意識・知識の普及啓発

周南市防災アドバイザー*の派遣や、市職員を派遣する出前トーク等の開催を通じて、災害の基礎知識や市民の防災意識の向上に努めます。

■ 防災・災害対応組織等の整備

- ・市民の「地域のいのちは地域で守る」という意識を支えるため、自主防災組織活動支援補助金制度を運用します。また、自主防災組織を対象とした研修会を開催します。
- ・民間・公共団体など、様々な関係団体と災害時応援協定を締結し、連携強化に努めます。
- ・「周南市災害廃棄物処理基本計画」に基づき災害廃棄物の処理に係る取組を推進します。

■ 公共施設・設備の災害対策

洪水対策として、下水道施設（雨水排水路）の除草や準用河川の浚渫に取り組みます。また、浄水場において、防水扉や自家発電設備などにより災害に備えます。

推進施策 1-3-2 暮らしや健康に関する影響への適応策の推進

■ 市民への適応策の普及啓発

地球温暖化対策の適応策に関する啓発資料の配布等を通じて、適応策に関する市民の理解の醸成及び適応行動の促進に努めます。

■ 熱中症対策の推進

- ・周南市熱中症対策本部を設置するなど庁内体制を整備し、国及び県と連携を図りながら熱中症対策を推進します。
- ・熱中症対策の指針となる熱中症対策プランを策定し、市民等に情報提供します。
- ・民間事業者等の協力を得ながら、市民等が気軽にひと涼みできる「周南市涼みの駅」の設置数を拡大します。
- ・熱中症特別警戒アラート発表時に市民を危険な暑さから守るため、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を開設します。
- ・熱中症弱者等への直接的な声かけや熱中症対策の普及啓発、又は相談及び助言に係る体制を強化するため、熱中症対策普及団体の指定に取り組みます。
- ・木陰をつくる公園・街路の樹木を適正に維持管理します。
- ・動物園の来場者向けに、避暑スペースの創出や散水設備の導入を検討します。また、動物の飼育環境における熱中症対策に取り組みます。

■ 熱帯由来の感染症に関する情報提供及び注意喚起の実施

気候変動の進行に伴い増加が懸念される蚊が媒介する感染症等について、市ホームページなどを通じて情報提供及び注意喚起に取り組みます。

推進施策 1-3-3 産業に関する影響への適応策の推進

■ 事業者への適応策の普及啓発

地球温暖化対策の適応策に関する事業者向けの講座の開催や啓発資料の配布等を通じて、適応策に関する事業者の理解の醸成及び適応行動の促進に努めます。

■ 気候変動の影響等の情報収集

事業活動で顕在化している気候変動の影響等について、情報を収集し、適応策の検討や事業者への情報提供に努めます。

■ 農林水産業の育種選定・生育手法の改良・転換を図る情報提供

高温・高水温耐性品種や自然災害対策を組み込んだ生育手法等に係る最新の知見・技術について国や県等との連携の中で情報収集・整理に取り組み、事業者への情報提供に努めます。

■ 事業者の事業継続計画（BCP）の策定支援

商工会議所等と連携して、事業者に対する自然災害リスクの周知や BCP 作成支援などに取り組みます。

■ 農業用ため池等の整備

防災・減災対策や渇水への備えとして、農業用のため池の維持管理に取り組みます。

指標

内容	現況値	目標値
周南市涼みの駅の登録施設数	174 箇所 (2023 年度値)	180 箇所 (2034 年度値)

期待される施策の波及効果

1	災害対策や熱中症対策を通じた地域コミュニティ内の連携強化
2	企業によるリスク管理や、適応ビジネス*を推進することによる競争力の維持・向上

市民、事業者求められる取組

取組	市民	事業者
災害・防災情報を受け取る手段や環境を整えます。	○	○
ハザードマップを活用し、災害時の避難経路を確認します。	○	○
防災講座への参加や日頃からの情報収集等を通じて、災害や防災に関する知識を養います。また、生活必需品の備蓄を行うなど常日頃から災害対策に努めます。	○	○
自主防災組織への参加や活動への協力に努めます。	○	○
熱中症の危険性を理解し、自発的に予防行動に努めるとともに、家族や周囲の人々に対して必要な注意を呼びかけ、相互に助け合うように努めます。	○	○
自らの事業活動を行うに際して、従事する労働者の熱中症を防止するため必要な措置を講じます。	—	○
国や地方公共団体が実施する熱中症に関する施策に協力します。	○	○
現在・将来の気候変動影響に気を配り、情報を収集します。	○	○
事業活動に係る適応策の情報収集に取り組み、実践を図ります。	—	○
豪雨災害等に備え、事業継続計画（BCP）を策定します。	—	○

基本方針2 循環型社会の形成

基本施策

2-1 市民、事業者と協働で取り組む 3R の推進

2-2 適正な一般廃棄物処理システムの確立

ごみの排出を減らし、限りある地球の資源を有効活用して繰り返し使う「循環型社会」を実現するためには、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの取組の頭文字をとった「3R（スリーアール）*」に取り組むことが重要です。

Reduce（リデュース）

資源の消費、ごみの発生をもとから減らす



取組例

- ・ごみになるものを買わない、もらわない
- ・長く使える製品を買う、手入れや修理をしながら長く使う
- ・マイバッグを持って無駄な包装は断る
- ・詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選ぶ
- ・利用回数の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを利用する
- ・省資源化設計の製品を選ぶ など

Reuse（リユース）

繰り返し使うことで、ごみを減らす



取組例

- ・リターナブル容器（使用後に返却、詰め替えをすることによって、何度も使用できる容器）に入った製品を選ぶ
- ・リターナブル容器は、使い終わったらリユース回収に出す
- ・フリーマーケットやガレージセールなどを利用し、不用品の再活用に努める など

Recycle（リサイクル）

資源として再利用することでごみを減らす



取組例

- ・ごみを資源として分別する
- ・資源ごみの効率的な分別回収を広める
- ・リサイクル製品を積極的に利用する など

図 4-11 3R（スリーアール）の取組例

[参考：環境省 Web ページ]

また、近年「3R+Renewable（リニューアブル）」という考え方が注目されています。「Renewable（リニューアブル）」とは、プラスチックなどの素材の原料を、石油からバイオマスなどの再生可能な資源に転換したり、処理過程のエネルギーを再生可能エネルギーに転換したりする取組のことをいいます。3R に加え Renewable を推進することで、限りある資源を有効に活用します。

基本施策 2-1 市民、事業者と協働で取り組む 3R の推進

現状と課題



家庭系ごみの1人1日当たり排出量・リサイクル率

2021（令和3）年度の家庭系ごみの1人1日当たり排出量は672gで、県平均や全国平均よりも多い状況です。また、2022（令和4）年度の一般廃棄物のリサイクル率は30.6%であり、経年的に大きな変化は見られません。

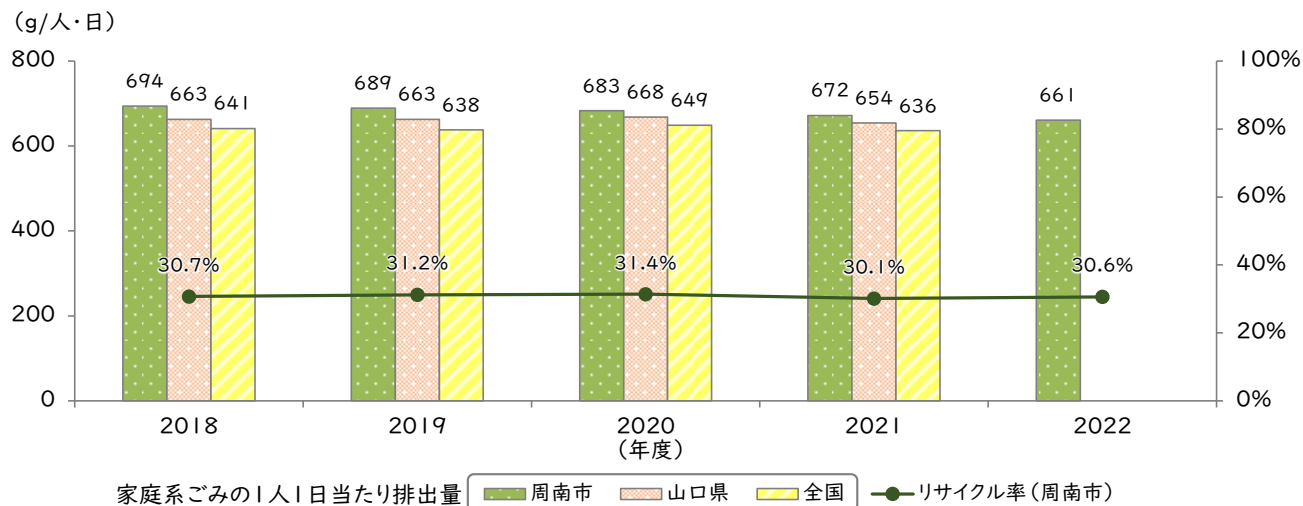


図 4-12 家庭系ごみの1人1日当たり排出量、一般廃棄物のリサイクル率の推移

事業系一般廃棄物排出量

事業系一般廃棄物排出量は、2011（平成23）年度のリサイクルプラザ「ペガサス」の稼働に伴い廃プラスチック類の再資源化を始めたことや、適正排出を進めたことで減少しましたが、それ以降は概ね横ばいで推移しています。今後は排出量削減に向けた取組を一層強化していく必要があります。

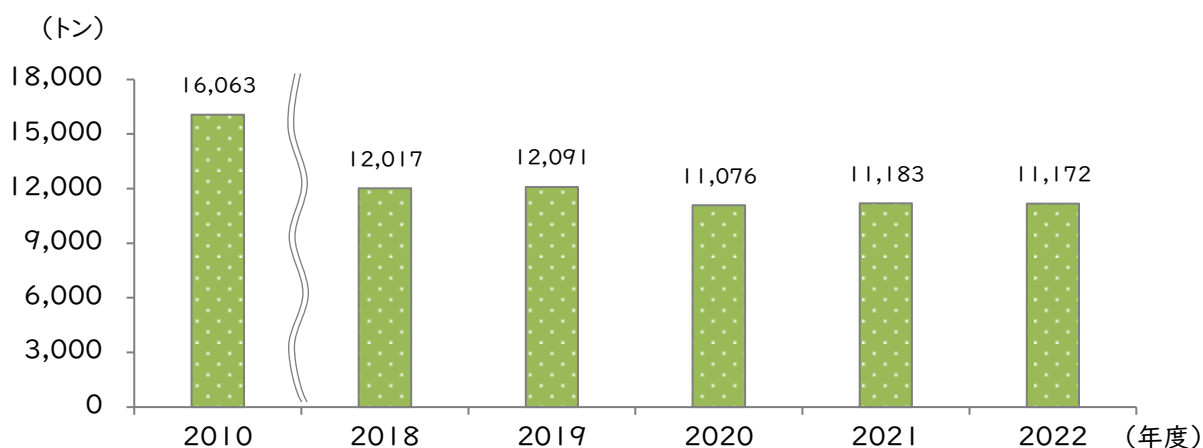


図 4-13 事業系一般廃棄物排出量の推移

ごみ排出削減に向けた啓発・教育活動

ごみの減量化・再資源化を進めていくためには、市民、事業者、市が協働して取組を実行していくことが不可欠です。

その基盤づくりとして、本市は地域でのごみ問題に対してリーダーとして活動していただくクリーンリーダー制度を運用して、市と地域を結ぶパイプ役を担っていただいています。

また、リサイクルプラザ「ペガサス」に併設した「環境館」ではイベントや交流を通じたごみ減量化・再資源化の意識啓発を推進しています。

他にも、ごみ収集カレンダーやごみ分別冊子の配布、ごみの分別方法や収集日などの情報発信を行うアプリの提供などに取り組んできました。

今後もこのような取組を継続・強化しながら、市民や事業者一人ひとりの“ごみ問題”に対する意識の高揚を図っていく必要があります。



クリーンリーダー研修会



エコフェスタでのごみ収集体験



リサイクルプラザ「ペガサス」

》 目指す方向性

これまで進めてきたリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の 3R の取組に、再生可能な資源に切り替える Renewable の視点を加え、3R+Renewable の取組を進めていきます。

そのためには、取組を行う市民や事業者を増やし、市民、事業者、市が協働で取組を行うことが重要です。市民、事業者の自主的な取組を支援するなど、意識の啓発を図ります。

推進施策 2-1-1 3R の推進

■ 容器包装廃棄物の削減

消費者や店舗にレジ袋の削減・マイバッグの利用などを呼びかける「山口県における容器包装廃棄物の削減に関する協定」について、県と連携し、参加店舗の拡大を図るとともに、新たにマイボトルの持参を呼びかけ、リデュース活動を啓発していきます。

■ プラスチックごみの削減

プラスチックごみ削減に取り組む事業者を登録しその取組を後押しする「やまぐちプラごみ削減取組店」の登録について、県と連携して参加店舗の拡大を図ります。

■ 燃やせるごみ袋にバイオマスプラスチックを配合

プラスチック素材の原料となる石油資源の使用削減のため、燃やせるごみの指定ごみ袋は、再生可能な植物を原料として使用したプラスチック（バイオマスプラスチック）を配合したものを製作しています。

■ 不用品循環システムの拡充

不用品のリユースを促進するため、現在、環境館で実施しているリユースイベントのほか、民間業者の提供するアプリサービス等と連携した取組について検討を行います。

■ 事業所への 3R 推進協力依頼と指導

排出事業者に対し、事業系一般廃棄物の適正な分別排出指導や施設での検査・指導を行います。
また、食品関連事業者が排出した食品廃棄物の地域内での熱利用、堆肥化、飼料化など、事業者自らの取組による再資源化を促進します。

■ 生ごみ処理機器の購入及び資源物団体回収への支援

生ごみ処理機器の購入や資源物の団体回収に対し、経済的に支援する制度を積極的にPRすることで、家庭ごみの減量化と資源物の再資源化を推進します。

推進施策 2-1-2 地域資源の利活用の推進

■ 地産地消の推進によるフード・マイレージ*の低減

学校給食における県内産食材の使用や 6 次産業化*への取組の強化など、フード・マイレージの低減による地球温暖化防止のため、地産地消の取組を推進します。

■ 食品ロスの削減に向けたフードドライブ*の推進

フードドライブを行っている事業者や活動団体の取組を支援するとともに、取組を協働により推進します。

また、食品ロスを削減するための方法を市広報やホームページ、講座等を通じて紹介したり、山口県食品ロス削減推進協議会が展開する「やまぐち食べきっちゃう運動」への協力を広く呼びかけます。

■ 徳山動物園で作る堆肥の利用促進

徳山動物園の動物たちの糞や敷きわらを材料に園内にある堆肥舎で堆肥づくりを行います。できた堆肥は園内の畑や花壇に使用し、育った野菜は動物の餌として循環させるとともに、一般に販売し、循環型社会の形成のための普及・啓発に役立てます。

推進施策 2-1-3 啓発活動・教育の推進

■ クリーンリーダーの配置

地域でのごみ問題に対してリーダーとして活動し、市とともに循環型社会づくりに取り組んでもらう「クリーンリーダー」の配置・育成を進めます。

■ 環境館の利用促進

環境学習施設「環境館」を適切に管理運営するとともに、処理施設の見学や「エコフェスタ」をはじめとするリサイクル体験プログラムの開催によるごみの減量化・再資源化の意識啓発を図ります。

■ スマートフォンなどを活用した情報発信

本市におけるごみ処理の現状や3Rの進捗状況、ごみ問題を取り巻く情勢など、循環型社会形成に向けて時宜を得た情報発信を行います。また、ごみ出し日などがスマートフォンで確認できる「ごみの分別につかえるアプリ」の利用拡大を図ります。

■ 分別方法等の周知徹底

ごみの出し方について、本市への転入者に個別の説明を行うほか、多言語によるパンフレットの作成を行うなど周知徹底を図ります。

指標

内容	現況値	目標値※
リサイクル率	30.3% (2023 年度値)	32.1% (2034 年度値)
家庭系ごみの 1 人 1 日当たり排出量	634.4 g/人・日 (2023 年度値)	582.9g/人・日 (2034 年度値)
環境館利用者数	5,350 人 (2023 年度値)	6,000 人 (2034 年度値)

※目標値は、周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と整合を図り設定

期待される施策の波及効果

1	ごみ焼却量が減ることにより処理に必要なエネルギーも減少し、温室効果ガス排出量が削減
2	地産地消などの推進により地域産業の発展に寄与
3	フードドライブの推進による、必要とする人への食料の支援や共助の土台作り

市民、事業者に求められる取組

取組	市民	事業者
環境ラベル*などを参考に、環境に配慮された製品を選択します。	○	○
お店で食材を購入する際、手前にある商品から選ぶ「てまえどり」に協力します。	○	—
マイバッグやマイボトルを持参してレジ袋やペットボトルの使用を控える、不要な包装を断るなど、容器包装廃棄物の削減に取り組みます。また、バイオマス由来のプラスチック容器など再生可能な容器を選択します。	○	○
環境館のリユースコーナーやインターネット等を活用して、不用品のリユースに努めます。	○	—
生ごみの水切りや生ごみ処理機器を用いた堆肥化など、生ごみの減量・再資源化に取り組みます。	○	○
ごみと資源物の分別や回収のルールを守ります。	○	○
ごみの減量化計画を策定し、ごみ発生・排出抑制や減量化に取り組みます。	—	○
やまぐちプラごみ削減取組店に登録し、プラスチックごみ削減に取り組みます。	—	○
過剰な梱包材や包装を控えます。	—	○
ごみの出にくい商品の設計、使用済み商品の再使用及び再生利用など、ごみの減量に向けた工夫をします。	—	○
フード・マイレージの低減等のため、地元の食材を積極的に選択します。	○	○
フードドライブの取組に参加します。	○	○

基本施策 2-2 適正な一般廃棄物処理システムの確立

現状と課題



年間最終処分量

2022（令和4）年度の市内の年間最終処分量は2,714トンであり、2010（平成22）年度と比べると約80%減少しています。これは、「容器包装プラスチック」、「その他プラスチック」の分別が始まったことにより、かつては多くを埋立していたプラスチックが再資源化できるようになったためです。今後も最終処分量の動向を注視するとともに、最終処分場の確保に取り組んでいく必要があります。

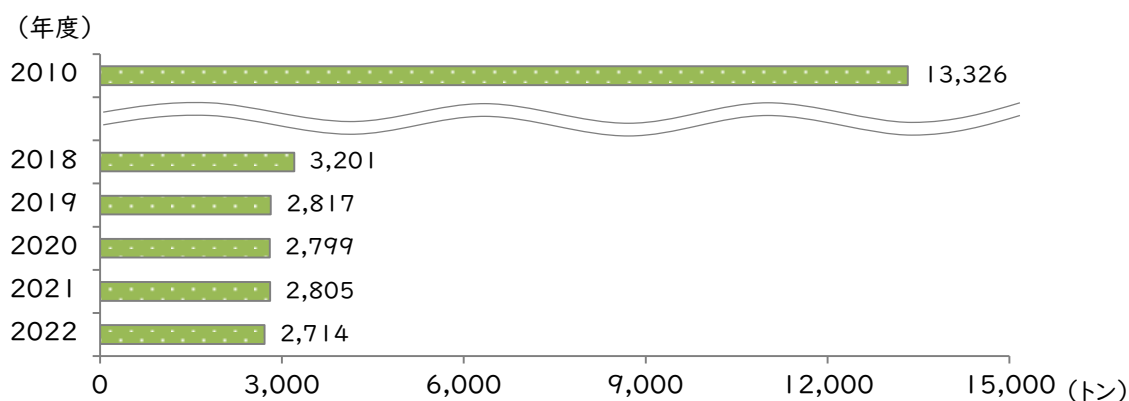


図 4-14 年間最終処分量の推移

※N7 処分場に埋立処分している下松市・光市の主灰を含む。

ごみ処理費用

市民1人当たりのごみ処理コストは、年間で15,600円となっています（2022（令和4）年度）。処理費用はごみの量やごみを焼却するための燃料費、収集・運搬にかかる燃料費などに応じて変わります。ごみの削減や収集運搬方法の適正化を進め、ごみ処理費用の削減に取り組んでいく必要があります。

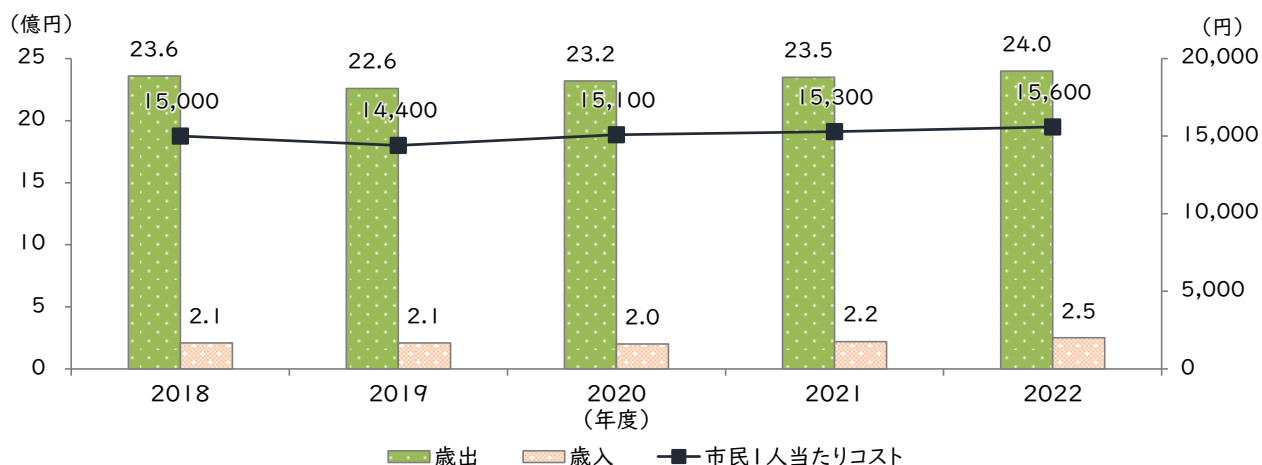


図 4-15 ごみ処理にかかる歳入・歳出及び市民1人当たりコストの推移

※歳出は、施設整備費等に係る経費を除く収集運搬、中間処理、最終処分の直接処理費（施設維持管理費を含む）及び啓発等に係る経費の合計

※歳入は、資源物（びん・缶類、ペットボトル等）やごみ袋の売払額等

》 目指す方向性

収集運搬から処理・処分までの一連のごみ処理の流れにおいて、市民の利便性と経済性等のバランスを考慮し、適正な行政サービスとして効率的なごみ処理システムの確立を目指します。

推進施策 2-2-1 ごみの収集運搬方法の適正化

■ 収集運搬体制の適正な運用

一般廃棄物の発生状況や一般廃棄物処理システムに合わせた効率的な収集運搬体制の構築を図ります。

また、インターネットを利用した粗大ごみ予約システムや家庭ごみ搬入予約システムの運用により、市民の利便性の向上を図ります。

推進施策 2-2-2 ごみの処理・処分の適正化

■ 中間処理によるごみの減量と再資源化

本市から排出される廃棄物について、ごみ焼却施設やリサイクル施設などの各種処理施設において適正に中間処理し、最終処分場への埋立処分量を最小化します。

■ 最終処分場の確保

2014(平成26)年度に整備された「徳山下松港新南陽 N7 地区最終処分場」は、受入期間が2037(令和19)年度までと予定されています。また、鹿野一般廃棄物最終処分場も2034(令和16)年7月まで施設の使用期間が延長されています。このため引き続き、埋立処分発生量の動向を注視しつつ、施設の延命化を図りながら将来的な最終処分場の確保について調査・検討します。

指標

内容	現況値	目標値※
年間最終処分量 (N7 処分場に埋立処分している下松市・光市の主灰を除く)	1,852トン (2023 年度値)	1,555トン (2034 年度値)

※目標値は、周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画と整合を図り設定

基本方針3 生物多様性の保全・自然共生

基本施策

- 3-1 生態系の健全性の回復
- 3-2 自然を活用した地域づくり
- 3-3 生物多様性への理解促進と行動変容

私たちは、水や食料をはじめとする暮らしに欠かせない様々なものを生物多様性の恵みとして受け取っています（図 4-16）。しかし、その恵みを過剰に利用する、経済・社会活動により生物の暮らす環境を悪化させるなど、私たち人間の活動によって生物多様性は失われてしまいます。

一方、生物の生息・生育環境を整えるなど、私たち人間の活動をとおして生物多様性を保全・創出することもできます。

人間が自然の一部であることを認識し、自然を守りながら、自然の恵みを持続可能な形で享受しつつ暮らししていく、自然と共生する社会の実現を目指します。



図 4-16 自然の恵み

[出典：環境省 Web ページ]

「生物多様性地域戦略」としての位置付け

「基本方針 3：生物多様性の保全・自然共生」を、以下のとおり生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」として位置付け、地域における生物多様性の保全と持続可能な利用に係る自然共生を推進します。

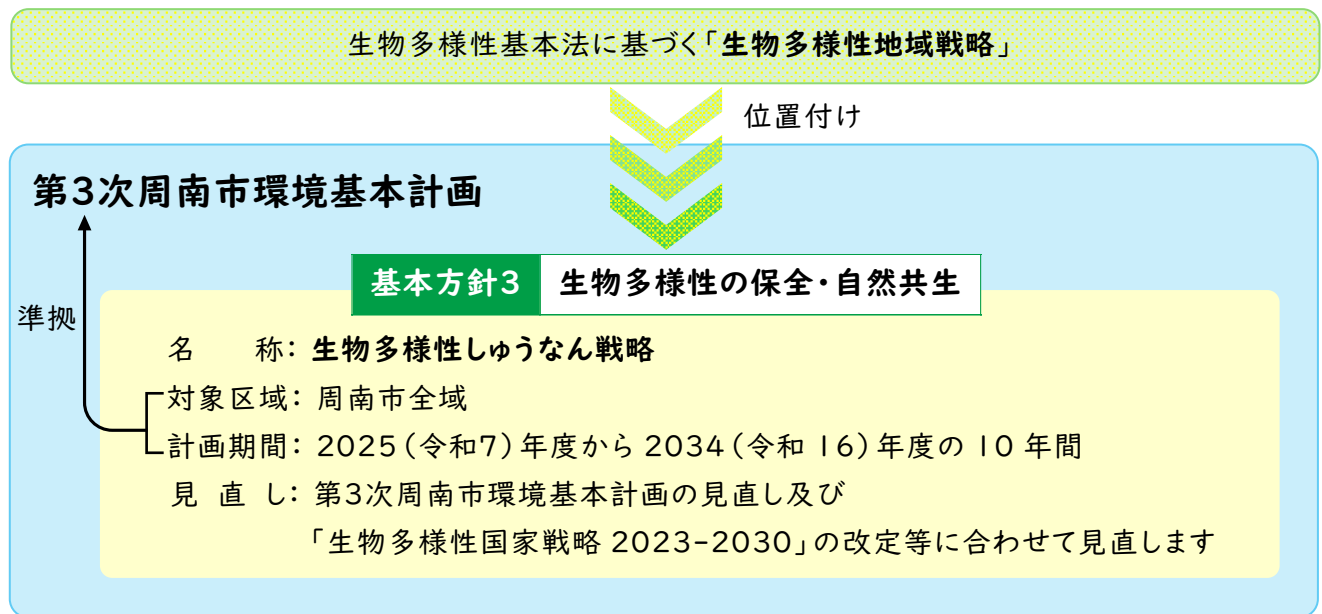


図 4-17 「生物多様性しゅうなん戦略」の位置付け及び戦略の概要

基本施策 3-1 生態系の健全性の回復

現状と課題

市内の希少な動植物

本市には多種多様な野生生物が暮らしていますが、その生育・生息にはそれぞれの種に適した環境や生物同士の適切な繋がりが不可欠です。特に希少種として知られる生物の中には生育・生息環境の悪化や減少、特殊な環境に依存することが原因で絶滅の危機に瀕している種も多くみられます。



表 4-1 本市に生息すると考えられる希少な動植物の例

 ナベヅル 山口県カテゴリー： 絶滅危惧 IA 類 環境省カテゴリー： 絶滅危惧 II 類	 アオバズク* 山口県カテゴリー： 準絶滅危惧
 オオリ* 山口県カテゴリー： 準絶滅危惧	 オオムラサキ* 山口県カテゴリー： 準絶滅危惧 環境省カテゴリー： 準絶滅危惧
 ウラギンヒョウモン* 山口県カテゴリー： 準絶滅危惧	 オヤニラミ* 山口県カテゴリー： 絶滅危惧 IB 類 環境省カテゴリー： 絶滅危惧 IB 類
 カジカガエル* 山口県カテゴリー： 準絶滅危惧	 タシロラン 環境省カテゴリー： 準絶滅危惧

※名称の下には環境省レッドリスト及び山口県レッドリスト 2018 のカテゴリー（絶滅危惧の度合い）を示している。

絶滅危惧 IA 類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧 IB 類：IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

絶滅危惧 II 類：絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

[参考：山口県レッドリスト 2018、レッドデータブックやまぐち 2019(山口県)、周南市田園環境整備マスタープラン、鹿野町誌、熊毛町史、新南陽市史]

[*写真：九環協ライブラリー]

市内で確認されている外来生物

市内にはセアカゴケグモやヌートリア、アゾラなどの外来生物が侵入しています。外来生物は定着しからの防除が難しいため、被害を防ぐためには、悪影響を及ぼすおそれのある外来生物を「入れない」「捨てない（逃がさない、放さない）」「拡げない（増やさない）」の三原則を守ることが大切です。



セアカゴケグモ^①



ヌートリア^②



アゾラ^③

市内で確認されている外来生物の例

[出典：環境省 Web ページ（①、③）、周南市（②）]

生物が暮らす農地や樹林地

農地では、耕地面積が減少しています。また、樹林地では多くの人工林が主伐期を迎えています。これらの森林資源の活用と計画的な再造林が課題となっています。農山村では人口減少・高齢化の進行が著しく、農林業の魅力の創出や、環境と調和した農林業の再生を進めていく必要があります。

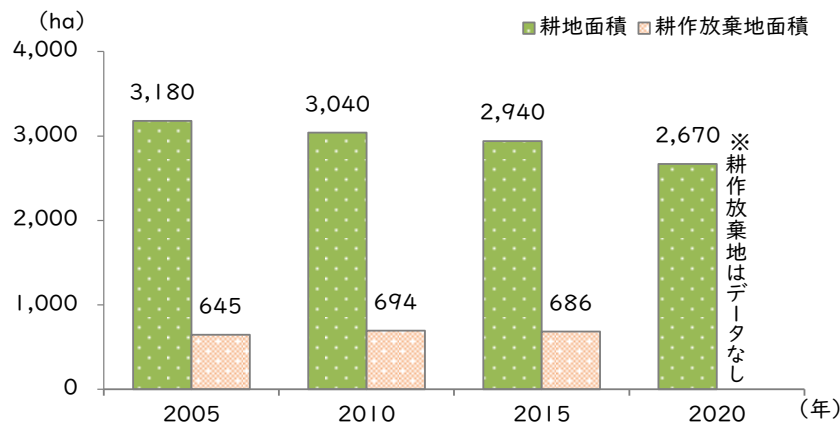


図 4-18 本市の耕地面積と耕作放棄地面積

[出典：農林業センサス、作物統計調査]

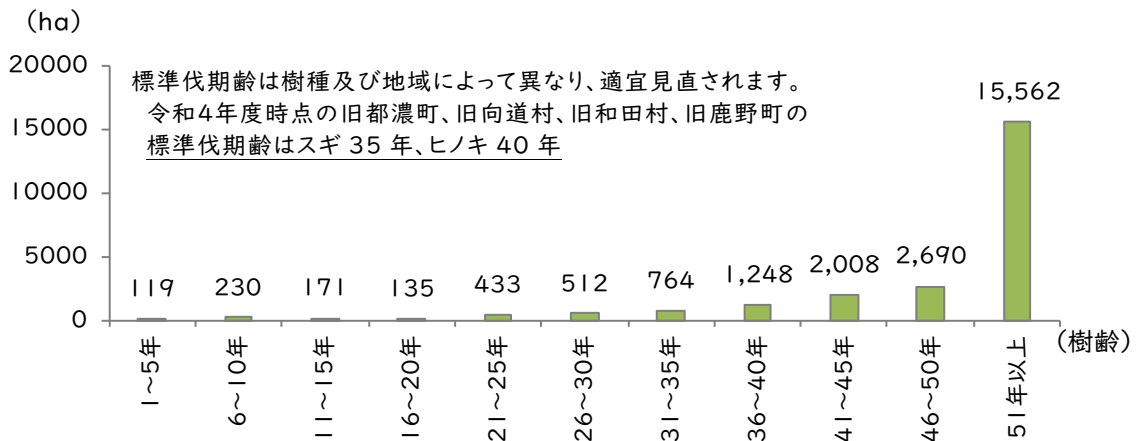


図 4-19 本市の人工林の樹齢構成

[参考：周南市森林整備計画書（令和 4 年）]

》 目指す方向性

希少野生生物の保護活動や外来生物対策を通じて生態系の健全性の回復を目指します。

また、森林・農地・水域は、農林水産業の基盤であるほか、生物多様性の保全、地球温暖化の防止など、公益的で多面的な機能を有しています。これらの機能を維持・増進して、本市の多様な自然環境をより良い形で次世代に引き継ぎます。

推進施策 3-1-1 野生生物の保護対策の推進

■ 希少野生生物の保護

「山口県レッドリスト 2018」及び「レッドデータブックやまぐち 2019」に基づき、市内に生育・生息している希少な野生生物の保護対策を推進します。

また、「徳山動物園 ZOO スtock計画」に基づき希少な動物種の保護・繁殖に取り組むことで、国際的に希少な動物種の保護・保全に貢献します。

■ ナベヅルの保護

国の特別天然記念物に指定されている八代地区に渡来するナベヅルの保護・増羽のため、八代地区におけるねぐらと餌場の整備を継続的に実施します。

また、ツルに関するモニタリングを継続的に実施してデータを蓄積するとともに、これらの情報をもとにツル保護活動に活用します。



ツルのねぐら整備

■ 外来生物の調査及び防除

外来生物の繁殖による在来種の減少や農作物被害を防ぐため、市内に生息する外来動植物の生息状況を把握し、効果的な防除対策を推進します。

推進施策 3-1-2 森林の保全

■ 市有林の保育施業事業

森林の持つ水源のかん養*、国土の保全等の多面的機能の増進を図るため、市有林の下刈、間伐、再造林の保育施業を適切に実施します。

また、本市の豊富な森林資源を活用して木質バイオマス材の生産に向けた取組を進め、市内コンビナート企業による発電燃料や原料としての利用の検討を推進します。

■ 森林経営管理制度の活用

森林経営管理制度を活用し、環境整備として、木材生産に適さない森林をまとめ、暗い森に光が入るよう切り捨て間伐を実施します。

また、生産林として木材生産に適した面的なまとまりを有する森林を木材生産団地として設定し、林業専用道を敷設し、植林から伐採までのサイクルが継続的にまわるよう促進していきます。

推進施策 3-1-3 農地の保全

■ 多面的機能の増進

農業や農業振興を通じて、農地が持つ多面的機能の維持・発揮を図るために「多面的機能支払交付金事業」や「中山間地域等直接支払事業」を活用し、地域の共同活動や営農活動への支援を行い、営農環境の整備と併せて集落環境の保全に努めます。

■ 環境保全型農業の推進

県が認定するエコファーマーの増加による自然に優しい農業の意識啓発や、環境保全に効果の高い営農活動に対する支援策である「環境保全型農業直接支払交付金事業」を活用する団体数を増やすとともに、耕作面積の拡大を図ります。

■ スマート農業*の推進

生産性の向上や省力化等に向けて、スマート農業の普及・啓発を図ります。

■ 有害鳥獣被害防止対策の推進

地域ごとにきめ細やかな被害防止対策を進めるため、集落ぐるみで行う集落環境調査や被害防止対策に対し、支援を行います。

推進施策 3-1-4 水辺など自然環境の保全

■ 藻場・干潟の保全

水産資源の保護や培養に重要な役割を果たす藻場・干潟の保全を図るため、耕うんなどの機能保全を行う団体に対し、国、県と連携して支援します。

■ 多自然川づくり*

河川全体の健全な自然の営みを視野に、河川が本来有している生物の生息・育成・繁殖環境の多様な機能を保全・創出するための管理を行います。

指標

内容	現況値	目標値
多面的機能支払認定農用地面積	859ha (2023 年度値)	860ha 以上 (2034 年度値)
藻場・干潟保全活動団体数	2 団体 (2023 年度値)	3 団体以上※ (2034 年度値)

※目標値は、第 2 次計画における目標値を引き継ぎ設定

期待される施策の波及効果

1	森林の適正な管理による CO ₂ 吸収機能の発揮
2	森林や農地を適正に管理することによる生態系の保全・再生
3	農地の保全により食料生産が安定化し、地元のおいしい食材が手軽に手に入る
4	ナベヅルの保護活動等を通じた、市民同士の繋がりや環境意識の向上

市民、事業者に求められる取組

取組	市民	事業者
希少野生生物の保護活動や外来生物の防除・駆除活動に協力します。	○	○
外来生物を他の地域から持ち込んだり、野外に放さないようにします。	○	○
森林の適正な維持管理を行います。また、地域の森林保全活動に協力します。	○	○
農地の適正な利用と管理を行います。	—	○
自然に優しい農業や環境保全に効果の高い営農活動に取り組みます。	—	○
生産性の向上や省力化等に向けて、スマート農業を導入します。	—	○
なるべく周南市で生産された農作物を購入するように心がけます。	○	○
有害鳥獣の防除・駆除活動を実施・協力します。	○	○
野生鳥獣のエサとなる野菜くずなどを畑に残さないようにします。また、果樹の剪定や収穫を適切に行うとともに、管理できない果樹は適切に伐採します。	○	○
地域の藻場・干潟の保全活動や海岸の清掃活動に協力します。	○	○
自然環境を考慮した川づくり活動・保全活動に協力します。	○	○

基本施策 3-2 自然を活用した地域づくり

現状と課題

自然とのふれあいの場

本市には、自然の家や徳山動物園、大津島ふれあいセンター、瀬戸内海国立公園に指定されている太華山、せせらぎパーク鹿野オートキャンプ場など、自然・動植物とふれあうことができる場所が数多くあります。また、永源山が鮮やかに彩られる「つつじ・ゆめ風車まつり」など、地域の自然にふれあえるイベントが数多く開催されています。私たちに安らぎをもたらしてくれるこのようなふれあいの場を、持続可能な形で守っていく必要があります。



せせらぎパーク鹿野オートキャンプ場



つつじ・ゆめ風車まつり

自然が持つ多面的機能の活用

自然には様々な機能があります。例えば、大島干潟（17 頁参照）は、多くの生物の生息場や産卵場、稚魚などの成育場・隠れ場として利用されているだけでなく、「ブルーカーボン*」として活用されています。ブルーカーボンとは、アマモのような海の生物によって吸収される炭素（C）のことです。アマモのCO₂ 吸収能力はとても高く、脱炭素社会の実現に向けた取組として今後も注目されていくことが見込まれます。

また、本市で多くの面積を占める森林は、CO₂ を吸収するとともに、根を深く張り巡らせて土壌を安定化させ、土砂崩れなどの災害を防止しています。

他にも、湯野温泉や石船温泉、三丘温泉などでは自然が持つ機能を観光資源として活用しています。また、里地里山の美しい田園風景にふれたり、市内や県内で育った木材製品を使用したりすることで、ふるさとへの愛着がはぐくまれます。

このように自然が持つ様々な機能を上手に活用しながら、環境・経済・社会のバランスがとれた持続可能なまちづくりを進めることが重要です。

》 目指す方向性

自然環境を身近に感じ、自然とのふれあいを通じて得られる潤いのある生活を広く享受できる環境を目指します。

また、自然が持つ多面的な機能を産業振興や地球温暖化対策などに活用しながら、自然と共生する社会づくりを進めていきます。

推進施策 3-2-1 自然とのふれあいの確保

■ 都市と農村の交流促進

農産物をはじめ農山漁村地域が有する魅力を活用した交流イベントの開催などを通じ、都市と農村の交流を促進し、市民の農業や農山漁村に対する理解を深めます。

■ 自然とふれあうことができる機会の創出

自然の家での自然体験や「水辺の教室」の開催など、市民が自然とふれあうことができる機会を創出します（86 頁から 87 頁参照）。

推進施策 3-2-2 自然を活用したカーボンニュートラルの推進

■ カーボン・クレジット*の導入推進

徳山下松港内で創出された CO₂ 吸収量を「J ブルークレジット*」として発行・取引することで、カーボンニュートラルに役立てます。

推進施策 3-2-3 地域資源の有効利用

■ 地域資源の活用などを通じた観光振興

自然環境や歴史文化などを観光資源として活用し、コンテンツの充実を図ることで観光振興を図ります。

■ 地域産材の活用促進

公共建築物等において可能な限り木質化し、建築用材に適さない木材は、燃料用途等に供するため可能な限り木質バイオマス材化を図ることを検討します。

推進施策 3-2-4 自然を活用した防災・減災

■ 生態系を活用した防災・減災対策（棚田の保全活動）

地域における棚田の保全活動を支援します。棚田には多面的な機能があり、雨水を貯留したり、土砂崩壊を防止する機能もあることから、棚田の保全は防災・減災対策にもなります。

指標

内容	現況値	目標値
自然の家の年間延べ利用者数	7,774 人 (2023 年度値)	9,100 人 (2034 年度値)
市民農園の利用率	89.8% (2023 年度値)	100%※ (2034 年度値)

※目標値は、第 2 次計画における目標値を引き継ぎ設定

期待される施策の波及効果

1	自然とのふれあいを通じて様々な人が交流
2	地域資源を地元で活用することにより地域の産業が活性化
3	美しい自然や地域資源にふれることで、ふるさとへの愛着がはぐくまれる

市民、事業者に求められる取組

取組	市民	事業者
都市と農村の交流イベントへの参加等を通じて、市の農業や農山漁村に対する理解を深めます。	○	○
自然観察会や自然体験イベントへの参加等を通じて、身近な自然への理解と関心を深めます。	○	—
カーボン・クレジットを適切に活用（発行・購入）します。	—	○
地域産材を用いた木製品を積極的に選択・活用します。	○	○
自然が持つ多面的な機能について理解を深めるとともに、保全活動に協力します。	○	○

基本施策 3-3 生物多様性への理解促進と行動変容



現状と課題

食料や水、きれいな空気、気候の安定、災害の軽減など、私たちの生活は自然の恵みがなければ成り立たないものです。ところが生物多様性による恵みをあまりに当たり前に享受しているため、日常生活において意識することはほとんどありません。そのため、気づかないうちに私たちの生活が生物多様性や地域の環境資源に影響を与えていることがあります。

2023（令和5）年に実施した市民アンケート調査では、生物多様性について意味を知っている（「人に説明できるくらいよく知っている」、または、「おおよその内容について知っている」）と回答した市民の割合は15.6%にとどまっています。

市民一人ひとりの生物多様性への理解を促進し、行動変容をするためのきっかけづくりが求められています。

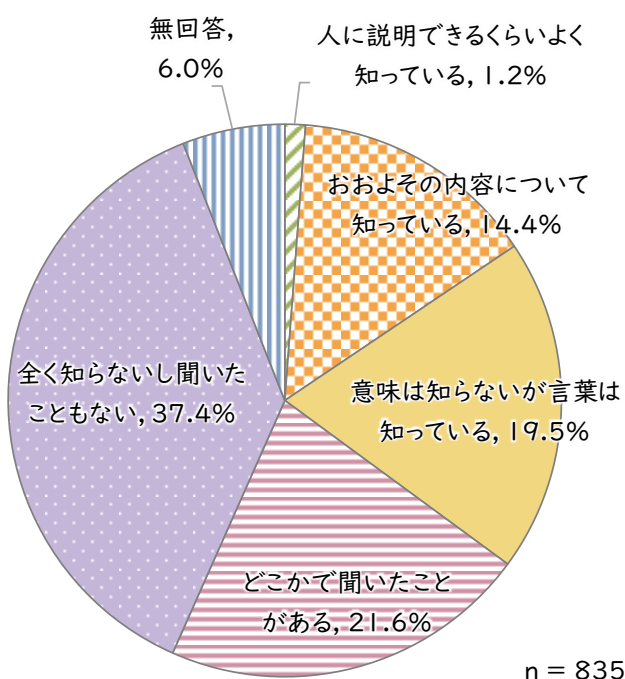


図 4-20 生物多様性に関する市民の認知度

》 目指す方向性

私たち一人ひとりが生物多様性について関心をもち、よく知り、何ができるかを考えて、日々の行動を変えていくため、市民の生物多様性への理解を広げていきます。

推進施策 3-3-1 生物多様性に関する理解促進

■ 講座・イベント等による生物多様性に関する普及啓発活動

自然環境に関する既存の講座や動物とのふれあいが体験できるプログラム等に生物多様性に関する内容を盛り込むことなどにより、生命の大切さや、動物と自然への関心及び親しむ感性を高め、生物多様性に関する理解を促進します。



樹木観察会



親と子の水辺の教室

生物多様性に関連する活動の例

指標

内容	現況値	目標値
生物多様性に関するプログラムの参加者数	2,884 人 (2023 年度値)	3,120 人 (2034 年度値)

市民、事業者求められる取組

取組	市民	事業者
生物多様性に関する講座・イベントへの参加等を通じて生物多様性への理解と関心を深めます。	○	—
自身の事業活動において生物多様性がどのような影響を及ぼしているかを評価します。	—	○

基本方針4 生活環境の保全

基本施策

4-1 大気環境の保全
4-2 水環境の保全
4-3 騒音・振動の防止

4-4 快適な生活環境の形成
4-5 まちなみの創造

本市は、臨海部に立地する周南コンビナートとともに発展してきたまちであり、市民、事業者、市が協力して公害対策に取り組むことにより、公害を未然に防止し、良好な生活環境を維持しています。

今後も公害の未然防止に取り組むとともに、一層安全安心で快適な生活環境を形成することにより、住み心地が良く、住みたくなるまちを目指します。

表 4-2 典型7公害

名称	定義	苦情の主な例	イメージ
大気汚染	何らかの汚染物質（窒素酸化物*や粉じんなど）が大気中に排出されたり、飛散してその質を悪化させること。	- 工場からの煙や粉じんで、家屋、車、洗濯物などが汚れる。 - 車からの排気ガスで息苦しい。 - 焼却場の煙の中に有毒物質が含まれているおそれがある。	
水質汚濁	水中に汚染物質が排出され、水質を悪化させること。	- 飲食店の排水溝から流れ出す汚水で、川の水が変色している。 - 護岸工事のせいで、養殖していた魚が死んでいる。	
土壌汚染	土壌中に汚染物質が持ち込まれる現象	購入した工場の跡地の土壌から有害物質が見つかり、除去対策をめぐって争いになっている。	
騒音	一般には、不快な音、好ましくない音	- 隣のスーパーの室外機がうるさくて、イライラする。 - 深夜営業店の騒音がひどく、安眠できない。 - 工場の機械の音がうるさく、体調がすぐれない。	
振動	土地、建物等の上下縦横の揺れのこと	工事現場のトラックの出入りや作業機械のせいで、家が揺れ、壁にひびが入る。	
地盤沈下	地下水のくみ上げ等による地盤それ自体の沈下をいう。	隣のビル建設の掘削工事によって、家が傾いてきている。	
悪臭	人に不快感を与える臭いをいう。	- 食品加工工場から魚の腐ったようなにおいが漂っていて、気分が悪くなる。 - 養豚、養鶏場からの不快な臭いがして困っている。	

[参考：総務省 Web ページ]

大気環境の状況

市内には県の一般環境大気測定局が5局あり、大気汚染の状況を常時監視しています。

二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)*、微小粒子状物質(PM_{2.5})*について、2018(平成 30)年度から 2022(令和 4)年度は、全ての測定局で環境基準*を達成しています。一方、光化学オキシダント(O_x)*は、いずれの年度・地点も環境基準を達成できていません※。

※「令和5年版環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）」によると、2021（令和3）年度の全国の光化学オキシダントの環境基準達成率は一般局で0.2%と報告されています。



図 4-21 市内の一般環境大気測定局



市内の一般環境大気測定局

表 4-3 大気環境に係る環境基準達成状況

物質名	環境基準達成測定局数※ ¹ /有効測定局数(達成率)				
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
二酸化硫黄(SO ₂)	5/5 (100%)	5/5 (100%)	5/5 (100%)	5/5 (100%)	5/5 (100%)
二酸化窒素(NO ₂)	5/5 (100%)	5/5 (100%)	5/5 (100%)	5/5 (100%)	5/5 (100%)
浮遊粒子状物質(SPM)	5/5 (100%)	5/5 (100%)	5/5 (100%)	5/5 (100%)	5/5 (100%)
光化学オキシダント(O _x)※ ²	0/2 (0%)	0/2 (0%)	0/2 (0%)	0/2 (0%)	0/2 (0%)
微小粒子状物質 (PM2.5)※ ²	2/2 (100%)	2/2 (100%)	2/2 (100%)	2/2 (100%)	2/2 (100%)

※¹ 二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は長期的評価による環境基準達成数で、光化学オキシダント及び微小粒子状物質は環境基準達成数

※² 光化学オキシダント(O_x)及び微小粒子状物質(PM2.5)の測定は、周南総合庁舎と宮の前児童公園の測定局で実施

悪臭の発生状況

本市では、特定悪臭物質及び山口県悪臭防止対策指導要綱に基づく臭気指数を測定しています。2021(令和3)年度の測定結果は、許容限度値内となっています。

悪臭苦情について、現地調査や発生源の除去、施設管理の方法変更などの指導等を行っており、引き続きこのような取組を継続すると同時に、悪臭発生防止に関する普及啓発等に取り組む必要があります。

》 目指す方向性

良好な大気環境を維持するため、降下ばいじん*量などの調査による監視を継続するとともに、法令に基づく各種の公害防止対策などを徹底します。

また、コンビナート企業や事業所に対し、環境保全協定に基づく環境負荷の少ない設備の導入や低炭素含有燃料の使用、緑地の整備などを働きかけます。

推進施策 4-1-1 自動車排出ガス対策の推進

■ 公用車への電動車導入

公用車の車両更新に合わせて、電動車、低排出ガス認定車の導入を計画的に進めます。



導入した電動車

推進施策 4-1-2 事業所の排出ガス対策の推進

■ 環境保全協定に基づく排出削減

降下ばいじん測定や県の大気測定結果に基づき市内の大気汚染状況を監視します。また、コンビナート企業や事業所からの排出ガス等については、環境保全協定に基づく細目協定値の設定や市が実施する立入調査、また、企業の自主監視測定による排出ガス等の状況の把握に努めます。

推進施策 4-1-3 悪臭対策の推進

■ 排出規制の周知や適切な指導、啓発

特定悪臭物質を使用する事業所について、継続的に発生することが考えられる特定悪臭物質の濃度と、山口県悪臭防止対策指導要綱に基づく臭気指数を測定します。

また、法令に基づき、事業所に排出規制の周知や適切な指導を行うとともに、事業活動や市民の日常生活に起因する悪臭の発生を防止するための啓発に努めます。

推進施策 4-1-4 光化学オキシダント等対策の推進

■ 大気環境の常時監視

県が常時監視する物質のうち、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)、硫黄酸化物について、測定数値をホームページで公開するとともに、注意報などが発令された際には、しゅうなんメールサービスなどによる速やかな情報提供に努めます。

また、速やかにかつ確実に市民へ情報提供できるよう「大気汚染緊急時マニュアル」の定期的な見直しを行います。

指標

内容	現況値	目標値
環境保全協定に基づく工場排出ガスの協定値超過件数	0 件 (2023 年度値)	0 件 (2034 年度値)

期待される施策の波及効果

I	電動車を導入することにより、温室効果ガスの排出量を削減
---	-----------------------------

市民、事業者に求められる取組

取組	市民	事業者
車の運転はエコドライブを心がけます。	○	○
自家用車・社用車を買替える際には、電動車や低排出ガス認定車を選択します。	○	○
移動手段としてなるべく徒歩や自転車、公共交通機関を選択します。	○	○
工場・事業所等からの排出ガスを適正に管理し、汚染物質の排出を抑制します。	—	○
日常生活や事業活動において、悪臭が発生しないように管理します。	○	○

基本施策 4-2 水環境の保全

現状と課題

水質の状況

市内の河川、湖、徳山湾では、水質の定期調査が行われています。生活環境項目の調査地点及び環境基準の類型は図 4-22 のとおりです。

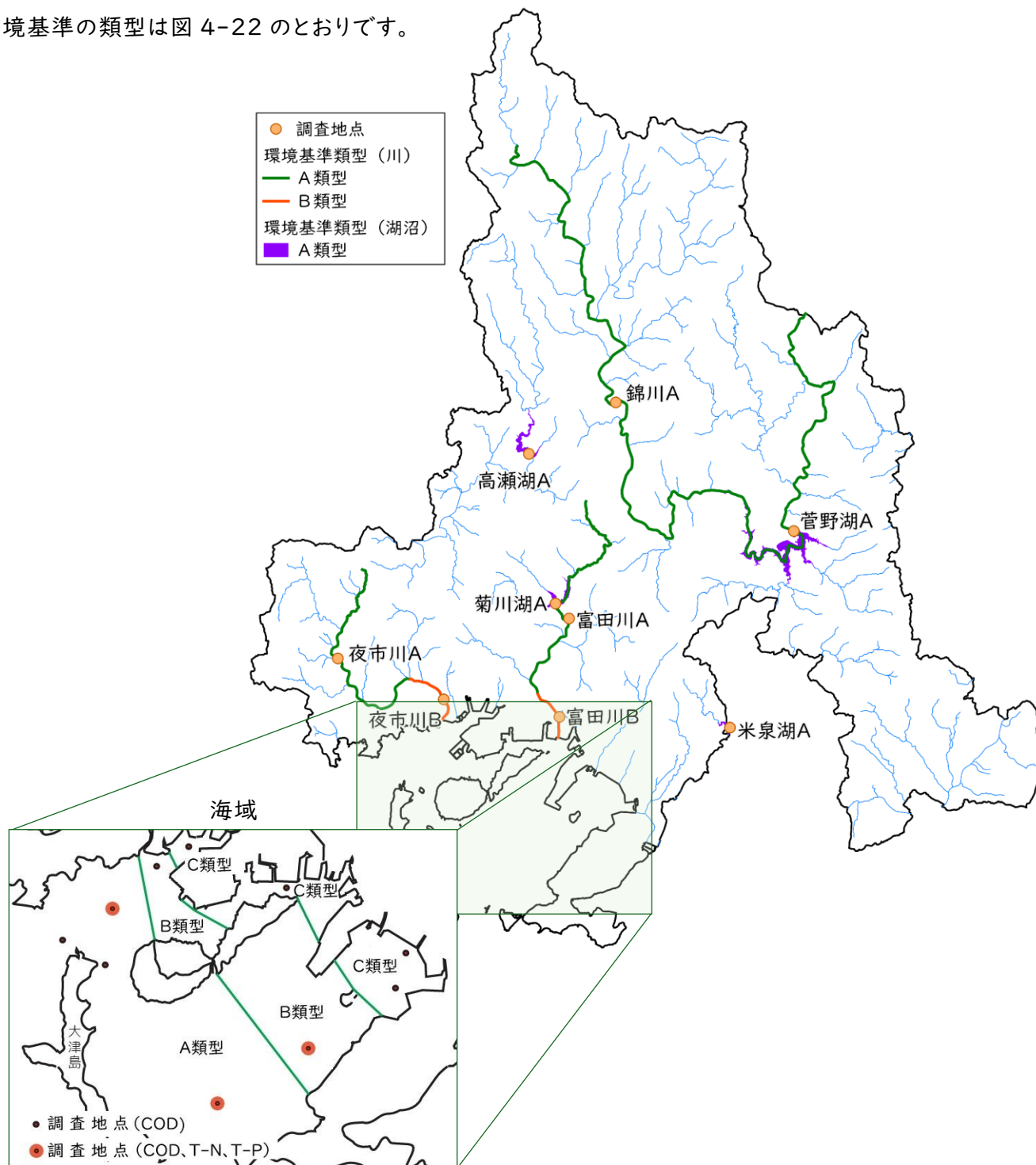


図 4-22 水質の生活環境項目の調査地点及び環境基準類型

[参考：山口県環境白書]

市内の河川や湖沼、海域の水質について、人の健康の保護に関する環境基準は市内全ての観測地点で達成しています。

生活環境の保全に関する環境基準のうち、有機汚濁の代表的な指標である COD*または BOD*は、多くの年度・地点で達成していますが、A類型の米泉湖、菊川湖、高瀬湖及び徳山湾では達成できていない状況もみられています。

表 4-4 市内の河川、湖沼、海域における COD または BOD の環境基準の達成状況

区分	水域名	類型	年度				
			2018	2019	2020	2021	2022
河川	錦川	A	○	○	○	○	○
	夜市川	A	○	○	○	○	○
	富田川	A	○	○	○	○	○
	夜市川	B	○	○	○	○	○
	富田川	B	○	○	○	○	○
湖沼	菅野湖	A	○	○	○	○	○
	米泉湖	A	○	×	○	○	○
	菊川湖	A	○	○	×	○	○
	高瀬湖	A	×	×	×	×	×
海域	徳山湾	A	×	×	×	×	×
		B	○	○	○	○	○
		C	○	○	○	○	○

※ ○:環境基準達成、×:環境基準超過

》 目指す方向性

公共用水域の水質を監視するとともに、コンビナート企業や事業所から排出される水質の調査を行います。源流から清流、支川から本流、河口から海洋、そして水蒸気が降雨となり再び降り注ぐ、といった健全な水循環の維持を目指します。

推進施策 4-2-1 生活排水対策の推進

■ 下水道の整備

公共下水道及び集落排水の処理区域において、計画的な整備や施設の適正な維持管理に努めながら、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に取り組みます。

■ 浄化槽（合併処理浄化槽）*の設置及び適正管理の推進

公共下水道及び集落排水の処理区域外の地域において、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）*や汲み取り便槽から浄化槽（合併処理浄化槽）への転換促進及び浄化槽の適正管理を推進することにより、公共用水域の水質保全に取り組みます。

また、法定検査未受検や浄化槽を適正に管理していない浄化槽管理者に対して指導します。

推進施策 4-2-2 事業所の排水対策の推進

■ 環境保全協定に基づく工場排水対策

コンビナート企業や事業所からの排水について、環境保全協定に基づく細目協定値の設定や市が実施する立入調査、企業の自主監視による排水の状況の把握に努めます。

■ 水環境の常時監視

県が実施する海域、河川、湖沼の水質測定及び市が実施する河川水の水質測定結果に基づき市内の水質汚染状況を監視します。

指標

内 容		現況値		目 標 値	
環境基準超過地点数	海域（COD）【3 類型中】	I 類型	（2022 年度値）	0 類型	（2032 年度値）
	河川（BOD）【5 地点中】	0 地点		0 地点	
	湖沼（COD）【4 地点中】	I 地点		0 地点	
環境保全協定に基づく工場排水の協定値超過件数		0 件（2023 年度値）		0 件（2034 年度値）	

期待される施策の波及効果

- I 水質が改善することで魚類や水生植物などの生息環境が改善

市民、事業者に求められる取組

取組	市民	事業者
単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を進めます。また、浄化槽を適正に管理します。	○	○
地下水・工業用水・水道水の無駄な利用削減に取り組みます。	○	○
工場・事業所等からの排水を適正に管理し、汚染物質の排出を抑制します。	—	○

基本施策 4-3 騒音・振動の防止

現状と課題

環境騒音

住居系地域（A 地域及び B 地域）の環境騒音の環境基準の達成率は、2019（令和元）年度から2023（令和5）年度で概ね75%となっており、全国の達成率（期間平均89%）より低くなっています。

表 4-5 環境騒音の環境基準の達成状況

類型		調査地点	年度				
			2019	2020	2021	2022	2023
A 地域及び B 地域（住居 系地域）	A 地域	東北山※ ¹	○	△	△	△	○
		中畷町	○	○	○	○	○
	B 地域	久米	△	△	○	○	○
		富田2丁目	○	○	○	○	○
	達成率 （%）	市内	75	50	75	75	100
		全国	88.5	88.9	89.2	89.8	89.7
C 地域（住 居・商工業混 在地域）	C 地域	南浦山町	○	○	○	○	○
		福川中市町	○	○	○	○	○
	達成率 （%）	市内	100	100	100	100	100
		全国	90.5	91.4	90.8	93.1	91.0

※ ○：昼夜とも基準値以下、△：昼のみ基準値以下、×：昼夜とも基準値超過

※¹ 東北山の結果は、2019（令和元）年度以前は西金剛山での結果を示しています。

備考 1. A地域は専ら住居の用に供される地域、B地域は主として住居の用に供される地域、C地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域のことをいいます。

2. A地域及びB地域の環境基準は、昼間が55デシベル*以下、夜間が45デシベル以下で、C地域の環境基準は、昼間が60デシベル以下、夜間が50デシベル以下。

事業所の騒音・振動

徳山地域と新南陽地域で隔年に1回、事業所の騒音・振動調査を実施しています。2021（令和3）年度は徳山地域の企業11社で調査を行いました。協定値の超過はありませんでした。

表 4-6 2021（令和3）年度の工場騒音・振動の調査結果

項目		測定企業数	測定地点	協定値超過数
騒音	昼間	11社	41地点	0地点
	夜間	10社	40地点	0地点
振動	昼間	11社	40地点	0地点
	夜間	10社	39地点	0地点

自動車交通騒音

自動車交通騒音は、環境基準の達成率が100%に達していない状況が続いています。

高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市道で比較すると、一般国道の基準値の超過割合が高くなっています。

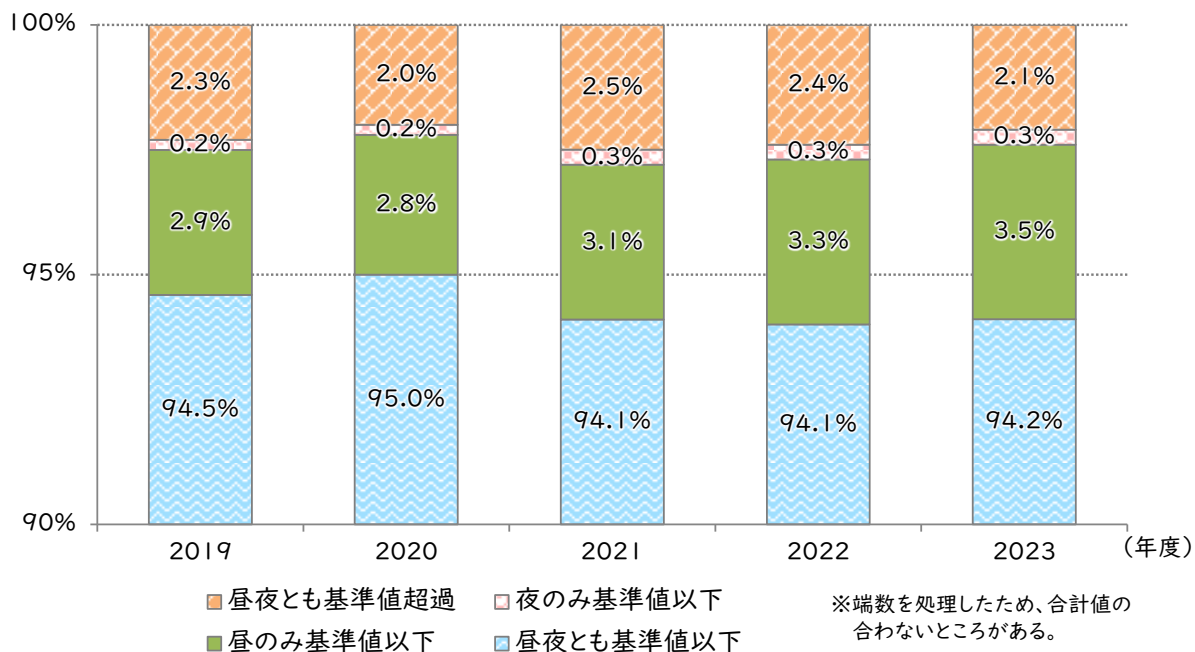


図 4-23 自動車騒音常時監視結果の推移

※調査対象住居等における環境基準の達成率を示しています。2023（令和5）年度の調査対象住居等は13,470戸です。

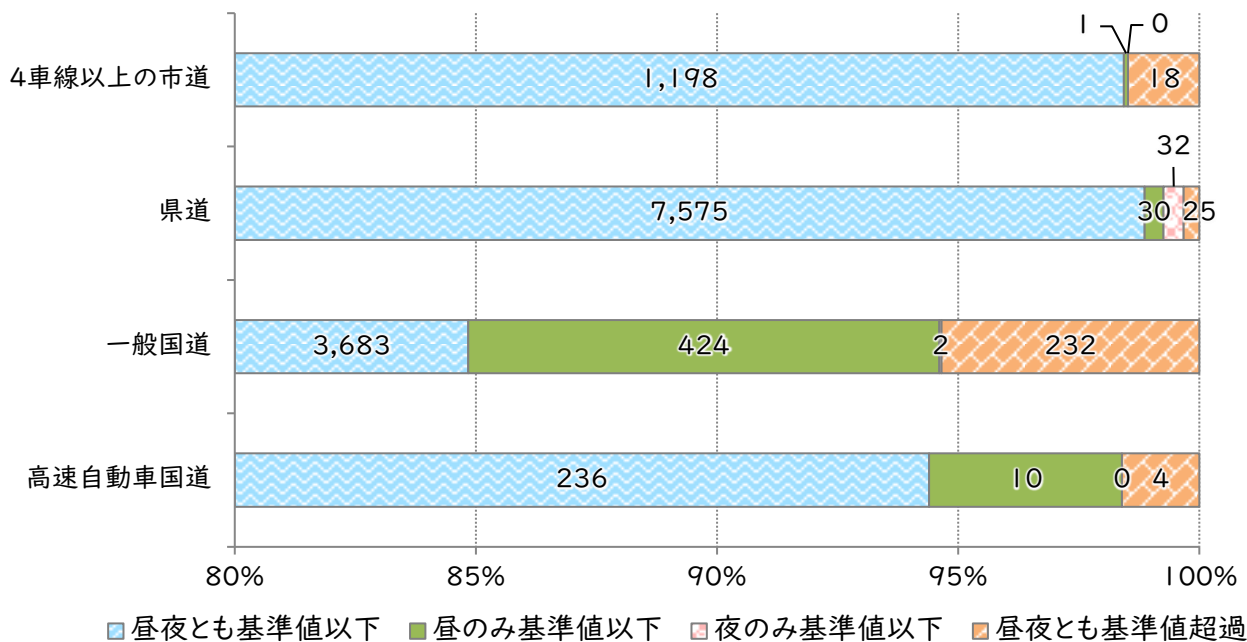


図 4-24 2023（令和5）年度の自動車騒音常時監視結果（道路種別住居等戸数）

》 目指す方向性

不快な騒音・振動のない快適環境の構築を目指します。

推進施策 4-3-1 自動車の騒音・振動対策の推進

■ 広域的な自動車騒音調査

騒音規制法に基づく自動車騒音の常時監視を自動車騒音常時監視マニュアル等に基づき実施し、環境基準達成状況の確認として、市内沿線を年次計画的に測定して測定結果を公表します。

■ 舗装の品質向上

老朽化した舗装の改修と補修を行うことにより、舗装の品質を向上させるとともに、不均一な路面を自動車が行くことで発生する振動や騒音の低減を図ります。

推進施策 4-3-2 事業所の騒音・振動対策の推進

■ 環境保全協定に基づく発生源対策

コンビナート企業や事業所からの騒音や振動の対策について、環境保全協定に基づく事前協議や自主監視測定、さらには立入調査による遵守状況の確認や指導を行います。

推進施策 4-3-3 近隣騒音等、その他騒音・振動対策の推進

■ 近隣騒音等、その他騒音振動に対する調査助言

特定建設作業などの騒音・振動対策として、現地確認や発生源調査などによる原因究明と防音・防振の指導に努め、不快な騒音・振動のない快適環境の構築を目指します。

指標

内容	現況値	目標値
環境騒音の環境基準超過地点数（一般地域） 【6 地点中】	0 地点 （2023 年度値）	0 地点 （2034 年度値）
自動車騒音の環境基準達成率	94.3% （2023 年度値）	100% （2034 年度値）

市民、事業者求められる取組

取組	市民	事業者
自動車の不要なアイドリング*を避け、静かな運転を心がけます。	○	○
時間帯や周囲の環境を踏まえて騒音にならないよう心がけます。	○	○
低騒音・低振動機器の導入や工法を採用し、騒音・振動の発生抑制に努めます。	—	○

基本施策 4-4 快適な生活環境の形成

現状と課題



不法投棄

不法投棄は、家庭ごみや家具・家電などの粗大ごみといった一般廃棄物や、事業活動等で発生した産業廃棄物を、山林・河川・道路・公園等の人目の届かない場所や、土地の所有者（管理者）が特定しにくい場所に捨てる行為です。たばこの吸い殻やペットボトルなどのごみをポイ捨てることも不法投棄となります。不法投棄されたごみは周囲の景観を害するだけでなく、ごみに含まれていた有害物質が流れ出ることによって動植物や私たち人間の健康被害を引き起こすことがあります。また、プラスチックごみは河川を通じて海に流れ込み、やがて小さな破片（マイクロプラスチック）になります。このマイクロプラスチックを海の生物がエサと間違えて食べてしまうことなど、生態系に甚大な影響を与えることが懸念されています。

本市の不法投棄対応件数は経年的に減少傾向にありますが、撲滅には至っていません。不法投棄対策として、「しゅうなん通報アプリ」の活用や、不法投棄防止看板の設置、空き家など人の目が届きにくいところの管理などに引き続き取り組み、不法投棄をさせない環境づくりを進めていく必要があります。

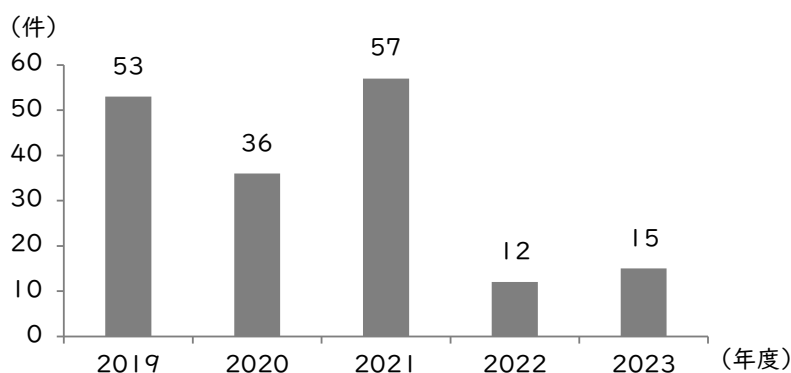


図 4-25 不法投棄対応件数の推移

野犬による被害

本市では、周南緑地や住宅街等で野犬による被害が毎年報告されています。ペットの遺棄や無責任なエサやりに加え、広大な公園が棲み家となってしまう野犬の増加につながっていると考えられます。ペットの飼育モラルの改善のほか、野犬の棲みにくい環境づくりを行っていく必要があります。

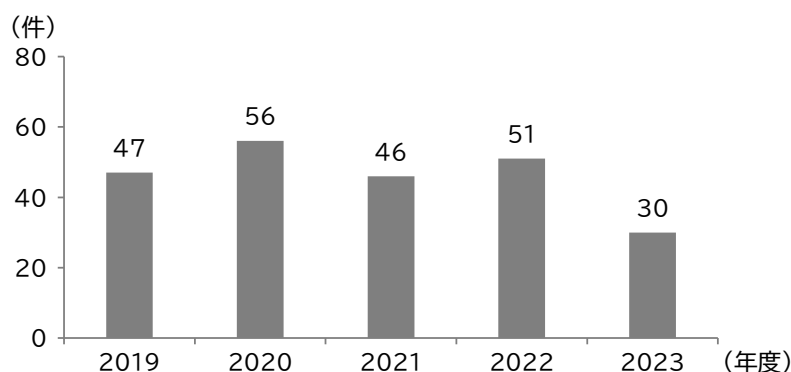


図 4-26 野犬による被害件数の推移

》 目指す方向性

ごみのないきれいなまちを目指します。

また、野犬対策や生き物の適切な飼育方法の啓発により、生き物と適切な関係性を維持し、安全安心で住みやすいまちを目指します。

推進施策 4-4-1 ポイ捨て防止対策の推進

■ 空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為の禁止

「周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例」に基づき、空き缶などのポイ捨ての禁止や飼い犬のふん害防止、指定区域内での路上喫煙の禁止を徹底し、ごみのないきれいなまちづくりを推進します。

推進施策 4-4-2 不法投棄防止対策の推進

■ 不法投棄の撲滅

不法投棄については、主に市民からの通報により、毎年多くの不法投棄が確認されています。しゅうなん通報アプリの活用や不法投棄防止看板の設置などの対策により、不法投棄の発生抑制を図ります。

また、産業廃棄物の不法投棄について、県と協働して監視及び対策を実施します。

推進施策 4-4-3 空き家対策の推進

■ 空家等（特定空家等*）の発生抑制

特定空家等をそのまま放置した場合、倒壊等による保安上の危険性や、害虫・害獣の繁殖等による衛生上有害な状態、まちの景観を損ねる等のおそれがあります。

適切な管理が行われていない空家等については、特定空家等の指定、指導、勧告、命令、公表、代執行等の措置により、安全安心な生活環境の形成を目指します。

推進施策 4-4-4 生き物との適切な関係性の維持

■ 県と協調した野犬対策の実施

県や警察と連携しながら、野犬の捕獲への協力や野犬が棲みにくい環境づくりのための草刈り、むやみなエサやり防止のためのパトロール、しゅうなん通報アプリの活用や野犬通報実績の可視化、野犬対策への市民の理解促進に向けた情報発信などを行います。

■ 生き物の適正な飼育

やむを得ず飼えなくなった子犬を対象とした譲渡会を開催します。また、狂犬病予防接種の推進や不妊去勢手術費の助成、ペットの飼い方の指導等を実施し、飼い主による適正飼育を推進します。

指標

内容	現況値	目標値
野犬に関する被害件数	30 件 (2023 年度値)	0 件※ (2034 年度値)
特定空家等の数	1 戸 (2023 年度値)	0 戸 (2034 年度値)

※目標値は、第 2 次計画における目標値を引き継ぎ設定

市民、事業者に求められる取組

取組	市民	事業者
ごみのポイ捨て、不法投棄をしません。	○	○
ペットのふん等は飼い主がきちんと始末します。	○	—
しゅうなん通報アプリを活用すること等により、市の不法投棄対策や野犬対策に協力します。	○	○
特定空家に指定されないように、建築物は適正に維持管理します。	○	○
飼い主のいない動物にむやみにエサやりをしません。	○	—
ペットは責任を持って適正に飼育します。	○	—

基本施策 4-5 まちなみの創造

現状と課題

施設緑地（公園、緑地）

本市の市民1人当たり公園面積は、全国平均と比べて広く、恵まれた状況にあります。公園等の施設・設備の老朽化への対応など、今後も施設緑地の適切な維持管理が必要です。

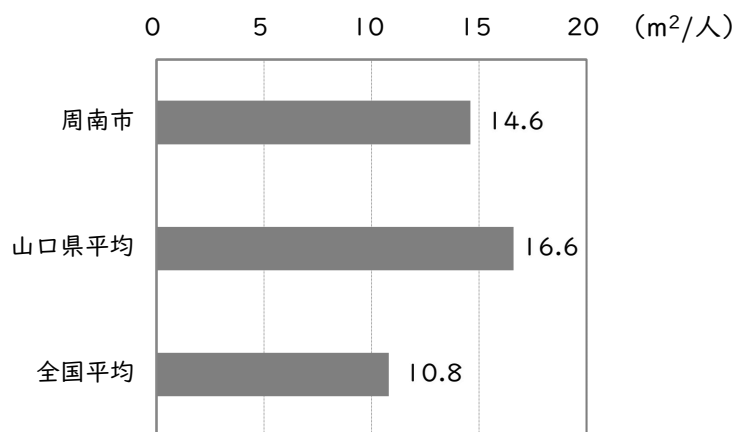


図 4-27 1人当たり公園面積の水準（2022 年度）

[参考：国土交通省 都市公園データベース]



鹿野天神山公園からの眺め

まちなみ景観

本市は「周南市景観計画」を策定し、良好な景観の保全・形成の取組を推進しています。同計画では、地域の特性に応じた主体的な取組による景観まちづくりを進めています。また、景観形成に重点的に取り組む特定の地区（景観形成重点地区）として、鹿野地区、都心軸地区（徳山港・徳山駅から徳山動物園まで）を設定しています。

市内の良好な景観の保全・形成に引き続き取り組み、また、棚田のある農村景観など、優れた景観や特徴ある景観を有する地域について、実情に合った地域主体での取組をさらに発展させ、地域単位での景観コントロールの仕組みを検討していく必要があります。

》 目指す方向性

公園や民有地などの緑化を推進し、緑によるうるおいのあるまちなみを創出します。
また、市民、事業者と協働した取組により、市の良好な景観の形成を維持・推進します。

推進施策 4-5-1 緑によるうるおいのあるまちなみの創出

■ 公共空間の緑の管理

公園等の公共空間において、地域特性や周囲の景観に配慮した質の高い緑を維持・管理し、良好な都市景観・環境を形成します。

■ 民有地への緑化誘導

住工分離を目的とした工業地の緑化など、目的に応じた手法により、民有地の緑化を誘導します。

推進施策 4-5-2 良好な景観の形成

■ 景観法に基づく届出による維持活動

景観に対する意識や関心の高揚を図り、良好な景観の形成を維持・推進していくため、景観法に基づく届出制度による地域と周辺環境との調和を図ります。

指標

内容	現況値	目標値※
市民 1 人当たりの都市公園面積	14.9m ² /人 (2023 年度値)	20.0m ² /人以上 (2034 年度値)

※目標値は、周南市緑の基本計画と整合を図り設定

市民、事業者に求められる取組

取組	市民	事業者
地域の緑化活動や緑地の手入れに協力します。	○	○
身近で手入れできる場所から植物の生育等に取り組み、良好な景観の形成・保全に取り組みます。	○	○
開発を行う際には景観に配慮します。また、屋外広告物を適正に管理します。	—	○

基本方針5 地域づくり・人づくりなどの基盤整備

基本施策

5-1 環境教育・学習の推進

5-2 地域住民、団体などと連携した環境保全活動の推進

豊かな環境を維持し、持続可能な社会を構築するためには、市民一人ひとりが環境の保全活動に取り組むことが重要です。市民が環境に対する理解と関心を深め、具体的な行動に結びつけられるような環境教育・学習を、学校や地域と連携して推進します。



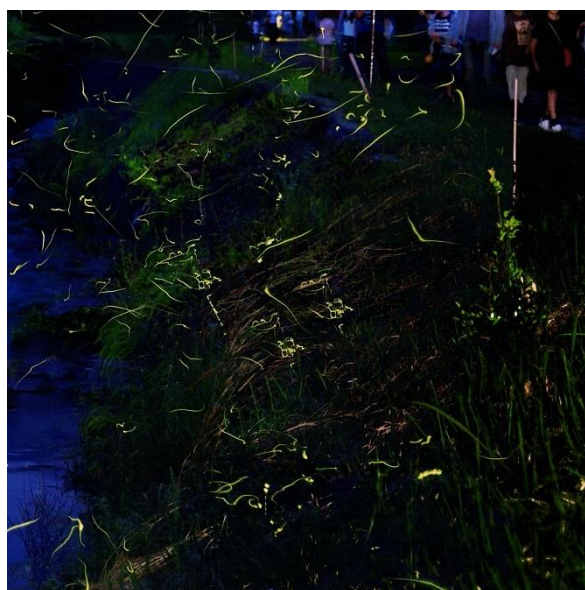
徳山動物園インタープリテーション
プログラム「T-ZIP」



水の教室



水辺の教室



ホタル観賞のタベ

基本施策 5-1 環境教育・学習の推進

現状と課題



本市では、市職員が市民の皆さんのところへ直接出向き、市の施策や事業について分かりやすく説明し、意見交換などを行う「しゅうなん出前トーク」を実施しています。この中で「周南市の環境について」や「ごみの分け方・出し方」、「周南市エコすごろく」などの環境関連の講座を開催しています。



ごみの分け方・出し方講座



周南市エコすごろく

また、西緑地の樹木見本林や万葉の森を活用し、自然とふれあいながら環境について学ぶ「樹木観察会」などのイベントも開催しています。



西緑地樹木観察会

現在行っている各種取組について、市民ニーズ等を踏まえて改善・拡充しながら、あらゆる主体が学ぶことができる場を提供していく必要があります。

》 目指す方向性

子どもから大人まで、家庭、地域、学校及び事業所などのあらゆる場所において、各主体のニーズや社会動向に合わせた環境教育・学習を推進します。

推進施策 5-1-1 様々な主体への教育・学習の場の提供

■ しゅうなん出前トーク

「周南市の環境について」や「ごみの分け方・出し方」、「周南市エコすごろく」などの環境関連のテーマに基づいた講座や意見交換会などの講習会を開催します。

■ 水素に関する勉強会の開催や脱炭素に関する普及啓発活動

水素学習室等を活用して、社会科見学や県内外からの視察者の受け入れを行うなど、本市の水素利活用の取組を広く情報発信するとともに、中小企業を対象に関連技術の知識習得と企業間交流を目的とした勉強会を開催し、関連産業の創出を図ることで、水素の利活用の推進につなげていきます。

また、周南コンビナート脱炭素推進協議会主催のシンポジウムや学生への出前授業を開催し、カーボンニュートラルや協議会の取組についての情報発信を行います。

■ やまぐちエコリーダースクールの認証

環境保全に対する正しい理解を深め、主体的に行動できる児童・生徒を育成する学校を県が認証する「やまぐちエコリーダースクール」への登録を推奨します。

■ 樹木観察会

西緑地の樹木見本林や万葉の森を活用し、自然とふれあい環境について学ぶ「樹木観察会」を開催します。

■ ツル保護の普及啓発

ツルの保護活動を様々な人に知っていただけるように、しゅうなん出前トークや県内外の学校・団体の研修受け入れなど、普及啓発活動を実施します。

■ 徳山動物園インタープリテーションプログラム「T-ZIP」

動物園で環境学習を進める効果的な方法として、動物についての解説に環境学習の視点を取り入れた体験的な学習プログラム「T-ZIP」を開発し、動物園職員とボランティアが協力して実施していきます。

■ 自然の家

豊かな自然に囲まれて様々な体験をしながら学ぶことができる自然の家で、集団宿泊活動などを通じて、素朴な田舎体験や自然とのふれあいを楽しむ催しを実施します。

■ キッズ・エコチャレンジ大作戦

小学4年生から6年生を対象に、夏休み期間に地球温暖化対策について自分でできることを考え行動することにより、環境問題に自ら取り組む習慣を育みます。

■水の教室

小学校4年生とその保護者を対象に、地球規模で行われている水循環の輪の中に私たちの生活が深く関わっていることを学習する「水の教室」を開催します。

■水辺の教室

水生生物の確認状況から水質階級を判定する「水辺の教室」を市内2河川で開催し、水生昆虫の生息状況や水質保全の重要性を親子で学ぶ事業を実施します。

■海辺の自然教室

小学生等が交流しながら大島干潟にすむ生物の豊かさやブルーカーボンについて学ぶ自然体験プログラムを国と連携して実施します。

■環境関連イベントの開催

ホタル観賞、清掃活動、地産地消推進、リサイクル推進などの環境に関連するイベントを毎年開催し、環境保全への関心を高めます。

推進施策 5-1-2 様々な主体の参加の促進

■環境教育・学習関連情報の周知広報

環境に関する講座やイベント等について市広報・ホームページ・SNS 等を活用して周知広報を行います。

■講座・イベントの現状分析と継続的な改善

講座・イベント実施時のアンケートやヒアリング等により現状を分析し、市民のニーズや社会動向の変化に対応した内容への改善を検討します。

指標

内容	現況値	目標値※
しゅうなん出前トークの利用者数 (環境関連をテーマにした受講人数)	282 人 (2023 年度値)	1,200 人以上 (2034 年度値)

※目標値は、第2次計画における目標値を引き継ぎ設定

市民、事業者に求められる取組

取組	市民	事業者
環境問題に関心を持ち、理解を深めます。	○	○
環境に関するイベントや講座に参加・協力します。	○	○
環境教育・学習で学んだことを日々の生活の中で実践します。	○	○

基本施策 5-2

地域住民、団体などと連携した 環境保全活動の推進



現状と課題

本市は、これまでも市民や事業者の方々と連携した環境保全活動に取り組んできました。「ごみのないきれいなまちづくり清掃活動」には、毎年延べ数万人に参加していただいているなど、市民の環境意識は高まっています。



ごみのないきれいなまちづくり「冬の一斉清掃」

また、市民、事業者、市のパートナーシップによる新しい時代のまちづくりに向けて、「周南市市民活動グループバンク」の登録を進めています。登録された情報は、「しゅうなん地域づくり応援サイト」で公開し、グループや市民間の交流の活発化を促しています。環境分野の活動を行っている団体も多数あり、市内各地で様々な環境保全活動が展開されています。

今後は各主体のニーズ等を踏まえて取組の内容を改善していくほか、グループ間の交流の機会を設けていくことが求められます。



しゅうなん市民活動支援センター

》 目指す方向性

市民、事業者、市が協力し、これまでも実施してきた清掃活動等の活動を今後も推進することにより、ごみのないきれいなまちを目指します。

また、市民や事業者、自治会、環境関連団体など、多様な主体のパートナーシップによって、環境の保全・創造に取り組む社会を目指します。

推進施策 5-2-1 地域美化活動の推進

■ 市民参加型の一斉清掃

大型イベントに合わせた市民参加型の一斉清掃や市広報・ホームページなどを通じ、環境美化意識の醸成を図り、ごみのないきれいなまちづくりを推進します。

■ 環境清掃里親制度（アダプトプログラム）

道路や公園を「養子」に見立て、市民の皆さんに里親となっただき、地域の公共施設のお世話をしていただくボランティア団体やグループをサポートします。

推進施策 5-2-2 地域住民、団体等の連携・協働による取組の推進

■ こどもエコクラブの活動促進

環境省が進める子ども向け環境学習プログラムを紹介し、学校などに配付された教材や資料を使い、楽しみながらする環境学習や環境保全活動のための事業を紹介します。

■ 公園愛護会

公園が市民の憩いの場や楽しい遊び場となるように、清掃活動や子どもたちの見守り活動を行う団体を支援する制度で、設立に向けての相談などに応じます。

■ 地域対話による社会貢献

企業と地域が対話を通じて相互理解を図り、地域住民の安全安心を第一に環境保全活動に取り組むための対話集会に向けた支援を行います。

■ 様々な主体が交流する機会の検討

市民や事業者等、多様な立場の団体がお互いの活動を知り、学びあい、交流できる機会を創出することを検討します。

指標

内容	現況値	目標値
ごみのないきれいなまちづくり清掃活動参加者数	43,840 人 (2023 年度値)	50,000 人以上 (2034 年度値)

市民、事業者に求められる取組

取組	市民	事業者
地域の環境美化活動に参加します。	○	○
環境清掃里親制度（アダプトプログラム）を活用して、道路や公園の美化活動に取り組みます。	○	○
地域の環境保全活動に関心を持ち、活動に参加・協力します。	○	○



指標一覧

基本方針	内容	現況値	目標値	備考
脱炭素社会の実現と 気候変動への適応	再生可能エネルギー設備導入容量	262,838kW (2023 年度値)	293,240kW (2034 年度値)	新規
	家庭部門における温室効果ガス 排出量	227 千トン-CO ₂ (2020 年度値)	111 千トン-CO ₂ (2031 年度値)	変更
	業務その他部門における温室効果 ガス排出量	199 千トン-CO ₂ (2020 年度値)	158 千トン-CO ₂ (2031 年度値)	変更
	周南市涼みの駅の登録施設数	174 箇所 (2023 年度値)	180 箇所 (2034 年度値)	新規
循環型社会の形成	リサイクル率	30.3% (2023 年度値)	32.1% (2034 年度値)	継続
	家庭系ごみの1人1日当たり 排出量	634.4g/人・日 (2023 年度値)	582.9g/人・日 (2034 年度値)	拡大
	環境館利用者数	5,350 人 (2023 年度値)	6,000 人 (2034 年度値)	拡大
	年間最終処分量 (N7 処分場に埋立処分している 下松市・光市の主灰を除く)	1,852 トン (2023 年度値)	1,555 トン (2034 年度値)	変更
生物多様性の保全・自然共生	多面的機能支払認定農用地面積	859ha (2023 年度値)	860ha 以上 (2034 年度値)	拡大
	藻場・干潟保全活動団体数	2 団体 (2023 年度値)	3 団体以上 (2034 年度値)	継続
	自然の家の年間延べ利用者数	7,774 人 (2023 年度値)	9,100 人 (2034 年度値)	新規
	市民農園の利用率	89.8% (2023 年度値)	100% (2034 年度値)	継続
	生物多様性に関するプログラムの 参加者数	2,884 人 (2023 年度値)	3,120 人 (2034 年度値)	新規

基本方針	内容	現況値	目標値	備考
生活環境の保全	環境保全協定に基づく工場排出ガスの協定値超過件数	0 件 (2023 年度値)	0 件 (2034 年度値)	変更
	環境基準超過地点数	(2022 年度値)	(2032 年度値)	継続
	海域(COD)【3 類型中】	1 類型	0 類型	
	河川(BOD)【5 地点中】	0 地点	0 地点	
	湖沼(COD)【4 地点中】	1 地点	0 地点	
	環境保全協定に基づく工場排水の協定値超過件数	0 件 (2023 年度値)	0 件 (2034 年度値)	変更
	環境騒音の環境基準超過地点数(一般地域)【6 地点中】	0 地点 (2023 年度値)	0 地点 (2034 年度値)	継続
	自動車騒音の環境基準達成率	94.3% (2023 年度値)	100% (2034 年度値)	継続
	野犬に関する被害件数	30 件 (2023 年度値)	0 件 (2034 年度値)	継続
	特定空家等の数	1 戸 (2023 年度値)	0 戸 (2034 年度値)	新規
人づくり・地域づくり・基盤整備などの	市民 1 人当たりの都市公園面積	14.9m ² /人 (2023 年度値)	20.0m ² /人以上 (2034 年度値)	新規
	しゅうなん出前トークの利用者数(環境関連をテーマにした受講人数)	282 人 (2023 年度値)	1,200 人以上 (2034 年度値)	継続
	ごみのないきれいなまちづくり清掃活動参加者数	43,840 人 (2023 年度値)	50,000 人以上 (2034 年度値)	継続

※備考欄

新規:第 2 次計画になかった指標を新たに設定したもの

変更:第 2 次計画の指標または集計方法を変更したもの

継続:第 2 次計画の目標が未達成のため、同じ指標を継続して設定したもの

拡大:第 2 次計画の目標を達成したため、同じ指標で目標値をさらに高く設定したもの